古事記傳

二十四

太政官文庫
和書門類
八五〇〇號
九三函
一架
四九冊

内閣文庫
和書類
八五〇〇號
四八冊
一三七函
二架

内閣文庫		
番號	和	8500
冊數	49	(29)
函號	137	2

国立公文書館
National Archives of Japan

古事記傳二十四之巻

玉垣宮上巻

本居宣長謹撰

伊久米伊理毘古伊佐知命。坐師木玉垣宮。治天下也。此天皇。娶沙本毘古命之妹。佐波遲比賣命。生御子。品牟都和氣命。一柱

又娶旦波比古多多須美知能宇斯王之女。冰羽州比賣命。生御子。印色之入日子命。印色二字以音 次大帶日子淤斯呂和氣命。自淤至氣五字以音 次大中津日子命。次倭

比賣命。次若木入日子命。五柱 又娶其冰羽州比賣命之弟。沼羽田之入毘賣命。生御子。沼帶別命。次伊賀帶日子命。二柱 又娶其沼羽田之入日賣命之弟。阿邪

国立公文書館 National Archives of Japan

美能伊理毘賣命。此女王名以音生御子。伊許婆夜和氣命。次阿邪美都比賣命。二柱此二王名以音又娶大筒木垂根王之女。迦具夜比賣命。生御子。袁邪辨王。一柱又娶山代大國之淵之女。苅羽田刀辨。此二字以音生御子。落別王。次五十日帶日子王。次伊登志別王。伊登志三字以音又娶其大國之淵之女。弟苅羽田刀辨。生御子。石衝別王。

次石衝毘賣命。亦名布多遲能伊理毘賣命。二柱 凡此天皇之御子等。十六王。男王十三。女王三。

此天皇、後の漢様の御謚、垂仁天皇と申し。○師木は、上傳廿三の二葉に出。○玉垣宮。凡て玉垣とは、垣を称云名なり。朝倉宮段の哥に、美母呂尓、都久夜多麻加岐、書紀神武巻に、玉牆内國なども見えて、此は其を宮の號にせる

ものなり。書紀には、二年冬十月、更都於纏向、是謂珠城宮となり。纏向の事は、日代宮段に委く云べし。師木と云は、廣き名にて、纏向も其内の地名なり。さて師は、書紀に、珠城宮とあるに依て、此紀の玉垣をも、多麻紀とも訓べし、紀は即加岐の畧なりと云もあれど、若紀ならむには、木或は城とも書べきに、垣と書るは、此記の傳は加伎なり。さて此宮は、帝王編年記に、大和國城上郡、今纏向河北里西田中也とあり。纏向川、穴師川とも云、巻向山より出て、穴師村を經て、西に流るなり。大和志に、在穴師村西と云り。まことにも此あたりなるべし。穴師も古き地なり。式に、穴師坐兵主神社、万葉七に、巻向之痛足之川、十二に、纏向之痛足乃山などもあり。○沙本毘古命、佐波遲比賣命、共に伊邪河宮段、傳廿二の五十八葉に出。○品牟都和氣命、下には本牟智和氣御子とあり。御名の事、

彼処に云ふべし。書紀に、二年春二月辛未朔己卯、立狭穂姫為皇后。后生誉津別命。生而天皇愛之、常在左右。及壮而不言。○且波比古多々須美知能宇斯王、伊邪河宮段、伝廿二の六十二葉に出つ。さて此には、諸本並能字なきを、延佳上文に依て補へり。師も其を用ひられ、今も其に依れり。此御名、上に二所見えたる、皆能字あり。下にも二所見えたるは、其一つは此字無く、一つはあり。其無き所も、延佳本には補へり。凡て宇斯の上は、必之か能字ある例なれば、此も必能字あるべきなり。○氷羽州比売命上伝廿二の七十葉に出つ。○印色之入日子命、印色は、書紀に依るに、伊尓志紀なり。御名義、印は、印恵崇神天皇の大御名の印と同じく、色は、磯城なるべし。入の意は、上伝廿二の四十五葉に云るが如し。三代実録四に、薩摩国に、伊尓色神と云見ゆ。○大帯日子於斯呂和気命、御名義、帯は、字は借字にて、足。於斯呂は、押知なるべし。書紀に、忍代など作れり。さて此押は、おしなべて押照などの押にて、大凡など通ふ言。知は、所知看意なり。和気の事は、日代宮段伝廿六の十九葉に云るべし。文徳実録八に、伯耆国大帯孫神と云見えたり。○大中津日子命、御名義、殊なることなし。書紀応神巻に、中子、継躰巻欽明巻に、仲、舒明巻に、仲子、万葉十四に、等能乃奈可知殿之仲子なり。続紀廿四廿六には、女の名に中千と云あり。仲智とも書なり。又中昔の物語書には、第二に当る女子を、中君と云り。などもあり。依て此皇子、書紀には、大中姫命とありて、皇女なり。此事下に考へあり。倭建命の御孫に、同名あり。○倭比売命。

世人。此御名の比賣乃比を。濁て誦は非なり。此記にて清音なること明らけし。御名義。殊なることなし。此天皇の御妹に千々都久倭姫命と申せるも坐り。〈御弟に倭日子命〉仍て此比賣命。古語拾遺には。天皇第二皇女。母は皇后狭穂姫とあり。異なる傳なり。書紀に御母〈氷羽州比賣〉命を。丹波國より召上しは十五年と云年の事にて。此比賣命は。其第四の御子なれば。十八九年以後に生坐ならむを。廿五年に。天照大御神を託奉坐るは。御年はまだ七八歳以下なるべければ。年紀合ざるが如くなり。此によりて思へば。御母狭穂姫と云る方正しきに似たり。然れども凡て書紀の年紀に違ひて據がたき事多ければ。拾遺はまた異なる一の傳をもとしてあるべきなり。書紀の年紀のひたぶるには據がたきゆゑは。景行天皇は。其御世乃六十年に崩坐て。百六歳とあれば。垂仁天皇の五十四年に生坐るにあたれるに。其御妹乃倭姫命の。廿五年に世に坐しは。いかにぞや。又十五年に召上し氷羽州比賣命は。五十四年には。七十歳にも餘り賜ふべきに。御子生賜はむこといかゞ。凡て如此相違へる事ども多き物をや。又倭姫命世記と云物には。崇神天皇の五十八年乃処に。此比賣命の御事を云り。其は偽書なれば。論ふに足らぬ。又神代卷口決に。大倭姫命者。垂仁天皇女子。一曰。箱中有小虫。而化為人。と云ひ。又或書に。開化天皇手箱中有物。如小虫蠢見之。則人貌也。帝怪令養之。已而美女也。所謂倭姫命是也と云り。みな信られぬことなり。又口決に。及雄畧天皇御宇五百歳。給仕大神宮と云るも。彼世記の妄説に依れるひがことなり。○若木入日子命。木は城の意なり。書紀に。皇后日葉酢媛命。生三男二女。第一曰五十瓊敷入彦命。第二曰大足彦尊。第三曰大中姫命。第四曰倭姫命。第五曰稚城瓊入彦命。○沼羽田之入毘賣命。名義未思得ず。沼羽田は丹波の地名なるにもやあらむ。書紀には。渟葉田瓊入媛とあり。仍て上に

丹波ノ道主ノ王の御子等を挙たる處にも、下に此御兄弟を挙たる處にも、此ノ名は見えず、此ノ事は、下に委く論ふべし。○沼帯別命。沼の義、上ノ傳廿三ノ六葉に云るが如し。書紀には、鐸石別命とあり。奴多羅斯と奴傳斯とは、同語の轉と聞ゆ。依て姓氏録に、和氣朝臣、稲城ノ壬生ノ公、山辺ノ公などを、此ノ命の御子孫とせり。此ノ事、下の石无別に論ふべし。○伊賀帯日子命。伊賀の義詳ならず。書紀には、妃渟葉田瓊入媛生、鐸石別命與膽香足姫命とあり。日子と姫と傳への異なるなり。かくて此ノ記にも書紀にも、次下に又五十日帯日子王と申せるも坐せば、伊賀と五十日とは、たゞ加の清濁のみの異なりけれ。書紀にては、姫と彦とあれば、膽香五十日同じかるべう

が思はるゝが、文字を異て書るか。そは、いさゝか意の異なるにや。○阿邪美能伊理毘賣命。舊印本又一本に、美の下に今一ツ美ノ字あり。そは衍なり。今は無き本どもに依れり。名ノ義、未思得ず。丹波の地名にや。書紀には、蔛瓊入媛とあり。蔛は借字なるべし。和名抄に、蔛和名阿佐美。依て此ノ名も、上にも下にも御兄弟を挙たる中に見えず。なほ下に論ふべし。○伊許婆夜和氣ノ命。婆ノ字、諸本に波と作るは、今は真福寺本に依れり。下には、諸本並婆とあればなり。名ノ義、未思得ず。書紀には、池速別命。或書に、此ノ命は、下野ノ國室ノ八嶋に居住せるが云り。室ノ八嶋と云は、池にて、中に小嶋八ありて、其ノ池火氣ありて、常に烟の立けるなり。今は池の形のみありて、水もなく、烟もなくなりぬ。六帖の哥に、下野や室の八嶋に立ツ烟云々。若シ此ノ説の如くならば、池の御名は、彼ノ池に依れるにや知らず。此ノ記一

本に、許ノ字を許と作れども、許ノ字は、記中に假字に用ひたる例なし。許を其ノ字に誤れるは多ければ、計は決く写誤なり。若シは都ノ字にてはあらむかと思フ。續紀ども、陸奥の神ノ名などにも、伊去とも有れば論なし。姓氏録三代実録などには、息速別命とも有り。息ノ字は、伊許布とも云訓を取れるなるべし。伊伎には有らじ。神名帳に、陸奥國牡鹿郡に、伊去波夜和氣命神社あり。◯阿邪美都比賣命。御母の名に依れる御名なるべし。書紀には、次妃薊瓊入媛生池速別命稚淺津姫命とあり。◯大筒木垂根王は、伊邪河ノ宮ノ段に出ツ。傳廿二の五十二葉 ◯迦具夜比賣命。名ノ義、かゞやく意ぞ。然らば、称名なり。竹取物語のかぐや姫も、容顔をもて著る名なり。さて上に、大筒木垂根王、讃岐垂根王、此ノ

二王之女、五柱坐也とある、此ノ比賣も、其中の一柱なるべし。◯袁邪辨王。御名ノ義未ダ思ヒ得ず。若シくは、邪ノ字は、那ノ誤り。此は互に誤れる例これかれあり。應神天皇の御妃にも、袁那辨郎女ともあり。書紀には、此ノ皇子無し。◯山代大國之淵。和名抄に、山城國宇治郡大國ノ郷あり。此ノ地なるべし。淵は人ノ名なり。◯苅羽田刀辨。伊邪河ノ宮ノ段に、同名ありて、其處 傳廿二の五十六葉 に云るが如し。苅羽田は、地名なれば、其ノ本ツ郷の名以て呼る故に、同名なるなり。◯落別王。書紀に、祖別命。祖父なり。大 姓氏録に、於知別命。舊事紀十に、意知別命とも書ク。御名ノ義、意は大、知は例の称名なり。和氣の例は、書紀に、景行天皇の御子

に國乳別皇子と申せるあり。○五十日帯日子王。五十日は。嚴の意なるべし。○伊登志別王。伊の義未思得ず。登志は。速なるべし。書紀には。膽武別命とある。武と速とは。同意にもあれバなり。舊事紀には。五十建石別命とあり。延佳本には。速石と作れど。書紀と合せて思ふに。建ノ字あるべし。故て師は。書紀乃膽武をとり。此記に依て。伊登志と訓れど。武を登志と訓る例なけれバ。彼は伊多祁なり。書紀に。娶山背ノ苅幡戸辺。生三男。第一曰祖別命。第二曰五十日足彦命。第三曰膽武別命。○弟苅羽田刀辨は。上なる苅羽田刀辨の弟なり。○石衝別王。次石衝毘賣命。上ノ五字。諸本に皆脱たるを。延佳本に補て。以下有二柱ノ字補之。且後ノ石衝別王。則脱之無疑と云るは。信に然ることなり。故今は此に従ひつ。十六王また男王十三とある。男王無くては。数合はず。衝は。都久と訓べし。師は都伎と訓て。石衝地名なるべしと云れたれど。いかゞ。御名ノ義。石は称名なるべし。衝は未思得ず。此ノ天皇乃御妹に。千々都久倭比賣命と申すあり。其都久と同意なるべし。故て上宮記書紀釋に引。伊久牟尼利比古大王生児。伊波都久和希此ノ継躰天皇乃御母。振媛命の六世の御祖なり。とあり。○布多遅能伊理毘賣命。御名ノ義。未思得ず。布多遅地ノ名なるにや。書紀仲哀巻に。両道入姫命とあり。書紀曰。三十四年春三月。天皇幸山背。時左右奏言之。此國有佳人。曰綺戸辺。姿形美麗。山背大國ノ不

避之女也。天皇於茲執矛祈之曰。必遇其美人。道路見瑞。比至于行宮。大亀出河中。天皇挙矛刺亀。忽為白石。謂左右曰。因此物而推之。必有験乎。仍喚綺戸辺。納于後宮。生磐衝別命。とありて。石衝毘賣命は無し。此二柱の御名。初めに天皇の御母を得賜はむとせし時の瑞に。亀を刺しめ給ふに。忽チ白石に化ぬるがゆゑに就ては。石を衝と云意ならむか。と思ふ人もあらむか。然るは非ず。依て此御母の父の名。不避とあるはいかゞ。或説に。古事記に淵とあれば。避ノ字は。遅の誤にて。此は布知なるべしと云ふ。然もあらむかし。又此綺戸辺を。苅幡戸辺がを。文字を異て。異なる名の如く書し。又あれ苅幡戸辺をば。此大國之不避が女とは非る如く。別に記されたるならば。皆いかゞ。此記の傳ぞ明らけく聞えたる。然れば仲哀巻に。母皇后曰両道入姫命。活目入彦五十狹茅天皇之女也とあれば。此記ぞ正しかりける。○男王十三。此中初八柱は。皆命と記し。後五柱は。皆王と記せるは。如何なる差にか。御母の尊卑き差かと思へど。然にも非じか。伊許婆夜別命は。上よりは命とありて。次には王とあり。此後の御世御世の皇子たちの例定まれることなし。

故大帯日子淤斯呂和氣命者。治天下也。○御身長一丈二寸。御脛長四尺一寸也。

次印色入日子命者。作血沼池。又作狭山池。又作日下之高津池。又坐鳥取之河上宮。令作横刀壹仟口。是奉納石上神宮。即坐其宮。定河上部也。

故大帯日子云々。書紀云。三十年春正月。天皇詔五十瓊敷命大足彦尊曰。汝等各言情願之物也。兄王。諮欲得弓矢。弟王。諮欲得皇位。於是天皇詔之曰。各宜隨情。則弓矢賜五十瓊敷命。仍詔大足彦尊曰。汝必繼朕位。○御身長。長は高の同言にて。高さを云に同じ。凡て物の長を多氣と云は。立る物に限れる言にて。横なる長き物に云は。ひがごとなり。○一丈二寸は。比登都惠麻理布多伎と訓べし。丈を云は。古も杖を以て。物の長さを度りしより出たる名なり。万葉十三三十四丁に。杖不足八尺乃嘆とよめるも。一丈に足ぬ八尺を云るべければなり。百不足八十なども。まさしく似に同じ。和名抄に。杖都惠とあり。都延と書るは非

な玉寸は刻の意なり。万葉に、たまきはるを、玉刻春とも
書て、伎に刻字を借たるにても知べし。偖て此に云る
丈尺は、今の御制の尺よりは短かりけむや。師は云し
き。然れどいかゞあらむ。今詳には知がたし。○御脛、和名抄に、
説文ニ云、胻脛也。釋名ニ云、脛ハ莖也。言似ニ物ノ莖ニ也。和名波岐とも
あり。膝より下を云なり。○四尺一寸は、余佐加比登伎
と訓べし。尺は、師説に、十量の約まれる名なり。尺字の
音とするは非ずと云れき。曽婆は佐と切る。理を省くは例常なり。若櫻宮段に、曽婆
加理とも云人名あり。偖て尺字の音とも思ふは、ジヤク
を直音にはサ、サクなるを、クをカに轉じて云とも心得
たるなり。然れども古言の字音とはおぼえず。似たるは
も、彼此とあるにはあれど、いとよくも似たるをば、皆字

音とせしは、偏れり。偖て御身の長乃一丈二寸なるに合せては、
御脛の四尺一寸は、長きに過たり。故思ふに、他處より
り。御脛は殊に長く坐けるなるべし。此長さ故、如此別
に申せるなり。其故あるべし。○血沼池、此地の事は、白檮
原宮段傳十八の三十九葉に云り。書紀に、三十五年秋九月、遣ニ五
十瓊敷命ヲ于河内國ニ作ニ高石池茅渟池ヲとあり。此池、和泉
志に、珍努池、在ニ日根郡野々村西ニ廣三百三十畝、相傳印
色入彦命所鑿、今曰ニ布池ト一とも云り。○狹山池、和名抄に、河
内國丹比郡狹山佐也万郷あり。今は丹南郡にて、廣き邑なり。
神名帳に、狹山神社もあり。池は、書紀には、崇神巻に、六

十二年秋七月。詔曰云々。今河内狭山埴田水少。是以其國百姓。怠於農事。其多開池溝。以寛民業。冬十月。造依網池。十一月。作苅坂池反折池。一云。天皇居桑間宮。造是三池也とあり。此に狭山池を作らせ給へる事は無きは。漏たるか。又此御世垂仁巻にも。此池の事は見えず。續紀に。天平四年十二月。築河内國丹比郡狭山下池。此は別池なるべし。天平寶字六年四月。河内國狭山池隄決。以單功八万三千人修造すと見え。神名帳に。同郡狭山堤神社大月次新嘗とあり。此は此池の堤を守り坐るに祭る神にやあらむ。社今も池南にあり。堀川院後百首に。春深き狭山の池のねぬなはのくるしきまでに蛙鳴なり。河内志に。丹南郡狭山池。在狭山村錦部郡天野小山田二溪瀦于此為池。周廻一里許云々。永禄中。安見美作守者重修。慶長中。片桐東市正。因加修補すと云り。今もかくれなく甚大なる池なり。○日下之高津池。此日下は。和泉國大鳥郡にて。白檮原宮段傳十八の三十二葉に出たり。考合せ見べし。池は書紀にも。高石池とあれば。此も津字は。師の誤にやあらむ。神名帳に。和泉國大鳥郡高石神社あり。持統紀に。河内國大鳥郡高脚海とあり。万葉一に。大伴乃高師能濱乃云々。後の哥などにも多し。今も高石村ありて。池もあるは。古へのにやあらむ。又彼白檮原宮段に。日下之楯津と名けたるを。後に蓼津とぞ云る

なれば、高津とも云しも知りがたし。多祁と相近し。多豆。又書紀に、彼時に至草香津植盾而為雄誥焉とあれば、誥津とも云しか。如何まれ、此日下は津なれば、高津てふ名も地の体まゝに由あるなり。かくて其池は、今もありや知らず。又かの高石村なるにやあらむ。或説に、此池を、河内國河内郡日下村に在て、今は御所池と云をそれと云は、誤なり。○鳥取之河上宮。和名抄に、和泉國日根郡鳥取、止々利郷あり。是地なり。今も鳥取郷とて十二村あり。姓氏録、和泉國神別に、鳥取氏あり。此氏人の居住しより、地名にも負へるなるべし。名の由縁は、下鳥取部の處に云べし。河上は、書紀には菟砥川上宮とありて、宇度川の上なり。此川の源は、同郡の内なる。玉田山と云より出て、自然田村と云あたりにて、井関川と一つに合ひ、下にて又金熊寺川と一つに合て、其より下にては、大川と云なり。古は下まで宇度川とぞ云けむ。然て此あたり凡て今も鳥取郷の内なり。和泉志に、菟砥河上宮在自然田村と云り。此村も鳥取郷なり。依て諸陵式に、宇度墓、五十瓊敷入彦命、在和泉國日根郡、兆域東西三町、南北三町、守戸二烟とあり。此御墓の式に載るは、太子に坐しが故なり。太子は上代には、一二柱に限らずありしこと、白檮原宮段、並に日代宮段に委く云べし。和泉志に、宇度墓在自然田村、東宇度川上、玉田山といふ所至。かくて此命は、此河上宮にぞ居住坐けむ。○横刀は、多知と訓べし。太刀又釼などゝ、異なることなし。○壹仟口は、知遅と訓べし。遅は、二十三十百などの知と同じ。一二萬などの都も同じ。壹仟は、一千の大字なり。大字の事、傳五の六十二葉に云り。口は、書紀垂仁巻に、

出石小刀一口。神功ノ巻に。七枝刀一口。雄略ノ巻に。大刀八口なども見ゆ。刀のみならず。鍬钁など其餘にも。物によりて若干口と云る多し。延喜式の諸の註文などを見て知べし。刀は。若干柄とも云めり。後には大刀幾振。幾腰とも云に同じ。○石上神宮。上ノ傳十八の五十二葉に出たり。書紀云。三十九年冬十月。五十瓊敷命。居於茅渟菟砥川上宮。作劔一千口。因名其劔。謂川上部。亦名曰裸伴。裸伴此云阿筒藏于石上神宮也。是後命五十瓊敷命。俾主石上神宮之神寶。とあり。異なる傳へには非ず。さて裸伴の訓注の我ノ字は。濁音にて。之の意なり。此我を清て。阿加波陀加と心得るは。ひがことなり。さて大刀の名に伴としも云は。一千口を一部として。其總ての名なる故なり。川上部の部も同じ。其は川上ノ宮にて作らしゝ故の名なり。裸は。いかなる由の名にか。○其宮う。未思得ず。舊事紀には。赤花之伴とあり。とは。河上宮を指て云か。師の云しなる。信に然るに。此ノ書紀命。石上の神宝を主り給ふとあるに依ともきは。石上ノ神宮を指て云る如く聞ゆれど。然には非ず。次に定河上部とあるに續きあれバなり。此ノ一句。坐河上宮とは離れたる文に非ず。○河上部凡て古へに某部某部と云は屬ひが多し。部は群と云ことにて。牟禮は米と切る。米と通ふ。登母は伴とも書る。云。各其ノ部の長を登母乃美夜都古と云る。伴造の事は。傳七の八十葉に委く云る。考へ見べし。今ノ世武家に。某組と云に同じ。さて此ノ河上部は。書紀に一云。五十瓊敷皇子。居于茅渟菟砥河上。而喚鍛名河上。作大刀一千口。是時楯部。倭文部。神弓削部。神矢作部。大穴磯部。泊橿部。玉作部。神刑部。

日置部。大刀佩部。并十箇品部。賜五十瓊敷皇子。其一千口大刀者。藏于忍坂邑。然後從忍坂移之。藏于石上神宮云々とある。此に鍛名河上とあるは。此ノ千口ノ大刀を河上部と云人に就て。河上といへは。其を作りし鍛工の名なりと云。一ツの傳ありけむ。河上は地の名なれハなり。此ノ品部は。此ノ皇子に賜ひて。河上ノ宮に屬る部々なる故に。十箇部を都て。河上部とも云しなるべし。此ノ部は。彼ノ大刀の名ノ河上と。部と云る事ありて。名の同じきを以て。思ひ混へるぞ。定むるは。公より云ふべきは。彼ノ十箇ノ品部を。此ノ皇子に賜ひて。河上ノ宮の部と定めたまひしなり。又此ノ皇子の方より云ふべきは。是を被りて。己命に屬る部と定め領し給ふ意なり。記中凡て定置部といへる例。皆其部をも統べて云へり。然るものから。此は書紀に。彼ノ十箇ノ品部は。此ノ時に始めて置るゝ如くには聞えず。本より有りしを。此ノ皇子に屬賜ひしが聞ゆる故に。今は其意に依て云なり。

次大中津日子命者。山邊之別。三枝之別。稻木之別。阿太之別。尾張國之三野別。吉備之石无別。許呂母之別。高巢鹿之別。飛鳥君。牟禮之別等祖也。次倭比賣命者。拜祭伊勢大神宮也。次伊許婆夜

和氣王者。沙本穴太部之別祖也。次阿邪美都比賣命者。嫁稲瀬毘古王。次落別王者。小月之山君。三川之衣君之祖也。次五十日帶日子王者。春日山君。高志池君。春日部君之祖。次伊登志和氣王者。因無子而。爲子代定伊登志部。次石衝別王者。羽咋君。三尾君之祖。次布多遲能伊理毘賣命者。爲倭建命之后。

山邊之別。大和國の山边郡なり。むろ氏ハ。姓氏録右京皇別に。山边公。和氣朝臣同祖。和氣朝臣ハ下に出たるは。此記の傳へ異なり。此事。下の石无別の下に論へり。○三枝之別。地名なるべけれど。何國なるか詳ならず。又。氏も考へがたし。三枝部連あれども。異姓なり。○

稲木之別。地名なるべけれど、定かならず。尾張國丹羽郡、出羽國川辺郡などにも、此地名あり。なほ尋ぬべし。姓氏録左京皇別に、稲城壬生公、出自垂仁天皇皇子鐸石別命也とある、此氏の支別なるべし。

○阿太之別。地も氏も考へなし。大和國宇智郡に、阿陀郷あれども、其は白檮原宮段に阿陀と書る其処にはあらじ。若くは太字は、本の誤なりけむか。此事、次なる河本穴太部之別の下に云ふことを考へ合すべし。

○尾張國之三野別。三野は地名なり。神名帳に、尾張國中嶋郡見努神社あり。此地なるべし。延佳本に、之字を下に、別字あり。此は三野をも國名と心得て、別姓として、さかしらに加へたるものなり。諸本共に、之下に別字は無し。されど姑く延佳本に據ていはゞ、國名を云へるは、尾張の内の地名とせむか。若然らずは、尾張之別とこそあるべきに、某國之別と云ふ例なきにあらず。然れども彼國の國と云地名も、考へ得ず。左右にひがことゝもあるべく見ゆれ。依て又三野をも、尾張の地名ならば、さるまゝにてもよし。凡て記中の例、諸國の姓、其國名を擧るには、みな國字は無きに、此に國と云ふは、隣の國の名も三野なれば、尾張の三野を別に云ては、二國の如く聞えて、まぎらはしき故に、尾張には國と云て、三野は其國内の地名なることを、知らせたる物なるべし。依て又延佳本には、野下にも之字あるも然なり。此も傍の例を見て加へたる、さかしらなり。諸本共に、野下には之字なし。記中別と云姓、多くは之字あれども、其國名を擧たるは、國名の下に之字を置て、地名の下には省ける例なり。次なる吉備之石无別などのごとし。他段なるをも、彼此看合せて知べし。氏は考へなし。三野臣、三野連などあれど、別は無し。

○吉備之石无別。和名抄に、備前國磐梨伊波奈須郡石生伊波奈須郷あり。此地なり。此地名、此記に石无と書き、郡名も磐梨とかければ、本は石那志なること明らけき哉。和名抄に伊波奈須とあるは、やゝ後の唱へなるべし。无も梨も、奈須とは訓がたければなり。

氏は。續紀廿六に。備前國藤野郡人。藤野別真人廣虫女。藤野別真人清麻呂等三人。賜姓吉備藤野和氣真人。藤野郡大領。藤野別公子麻呂等十二人。吉備藤野別宿祢。別公薗守等九人。吉備石成別宿祢。此清麻呂は。後に釋道鏡が乱の時に。大功ありし人なり。此人なども。本姓は磐梨別公なりしことし。類聚國史に見えて。次に引り。依て此に別真人別公などゝある別は。尸には非ず。地名なり。尸の別と思ひ混ふべからず。其地名は和名抄に。備前國磐梨郡和氣鄕あり。是なり。又和氣郡もあり。續紀に。養老五年四月。分邑久赤坂二郡之鄕始置藤野郡。神護景雲三年六月。改藤野郡為和氣郡。延暦七年六月。和氣郡河西百姓款河西建磐梨郡許之。とあり。かくて此姓の別は。もはら右の和氣鄕より出たる物にて。其鄕は。中頃藤野郡内なりし故に。藤野別真人など云しを。後に彼鄕名を取て。藤野郡を。和氣郡と改めし也。又後に其郡を割て。磐梨郡を建られたる故に。本の和氣鄕は。其磐梨郡に屬て。

和氣郡内には。異郡になれるなり。依て又右の藤野別真人などの本姓。磐梨別公なりし所以は。石生鄕など云は。中ごろまで和氣鄕など並びて。一鄕の名なりけれ。上代には。廣き名にて。其内の和氣鄕にてぞありけむ。故別公の姓の人にも。磐成別宿祢と云姓を賜ひしなり。此時は。磐梨は。いまだ郡名には非ざりしかども。廣き名なればなり。依て彼磐梨別公が云しも。此の石成別より分ちたる姓なり。依て此の石成別の別は。加婆泥なれば。彼地名には非るを。磐梨別公などの別は。彼地名にて。加婆泥は公なり。凡て右の事どもも。彼此がいかでまぎらはしき故に。今かく委曲に。其差別を解辨ふべきなり。細に考へて。思混ふべからず。廿九に。吉備石成別宿祢國守等九人。賜姓石成宿祢。とあるは吉備と云を除けるなるべし。備前國藤野郡人。別部大原。忍海部興志。財部黒士。邑久郡人。別部比治。御野郡人。物部麻呂等六十四人。賜姓石生別公。卅三に。和氣宿祢清麻呂廣虫。賜姓朝臣。

清麻呂等の姓、和氣ノ宿祢とあるは、心得ず、此よ
り前に宿祢になれる事見えず、漏たるにこそ。姓氏録
右京に、和氣ノ朝臣、垂仁天皇ノ皇子、鐸石別命之後也、神功
皇別
皇后、征伐新羅、凱旋、明年車駕還都、于時忍熊別皇子
等竊構逆謀、於明石堺備兵待之、皇后鑑識、遣弟彦王於
針間吉備堺、造關防之、所謂和氣關是也、太平後、録従駕
勲、酬以封地、仍被吉備磐梨縣、始家之焉、光仁天皇ノ寶亀
五年、改賜和氣ノ朝臣ノ姓也、彼ノ字ノ下に、賜ノ字脱たるなるべし。弟彦王は、和氣氏の系圖を
考ふに、鐸石別ノ命の子稚鐸石別ノ命、其子田守別ノ王、其子
弟彦王なり。類聚國史に、延暦十八年二月、贈正三位行
民部卿兼造宮大夫美作備前國ノ造和氣ノ朝臣清麻呂薨、
本姓磐梨別ノ公、後改藤野ノ云々、宝亀元年、聖帝登祚、有勅
入京、賜和氣ノ朝臣、復本位云々ともあり。後世
に世々醫術に名高き和氣は此ノ氏なり。續後紀五に、
備前ノ國ノ人、石生別ノ公諸上等、改本居、貫附右京八條三坊、
文徳實録二に、磐梨ノ郡ノ少領、石生ノ別ノ公長貞云々、など見
えたり。依て此ノ氏、及上の山ノ辺ノ之別、稲木ノ之別、などが、此ノ記
の傳と異にして、皆鐸石別命之後なるを思ふに、此ノ
御世乃御子たちの中に、書紀には、大中ッ姫ノ命ありて、大
中津日子命は無きを思ふべし。大中津日子ノ命が申次は、
沼帯別命の亦ノ名なるべく、彼ノ大中ッ姫ノ命が混ひて、別に一
柱がありけり賜ひしにやあらむ。若然らば、此は書紀の
傳を正しかりけらし。○
許呂母之別、次に落別王の御末に、三川之衣君あり、彼
が錯ひたる傳には非ざるか、他には考へなし。○高巣鹿之

別。諸本共に。鹿ノ上に麻ノ字あれども。衍と見ゆ。故今は真福寺本に其字無きに從へり。麻ノ字は。鹿と形の似たるによりて。誤て重ねしめたるものなり。上巻に。鹿屋野比賣の鹿ノ上に。衍て麻ノ字のあるが同例なり。麻鹿をモロカと訓を附られたれど。若シ母呂ならば。諸ノ字をこそ用ふべけれ。此ノ記の例にて。ま。麻ノ字は書べくも非ず。其外に訓べき言もなし。然て此ノ地も氏も考へ無し。高巣鹿は。大須賀蜂須賀白須賀など云類の地名も聞ゆ。又高鴨高尾張などの類にて。高飛鳥なるを。多加の加を阿の韻なる故に。多加須加とも云り。若然らば。次なる飛鳥君ともある由ありておぼゆ。○飛鳥君。大和の飛鳥には非ず何國なるむ。地も氏も考へなし。飛鳥ノ直なるもあり。是ぞ別姓なり。○牟礼之別。神名帳に。摂津國嶋下郡牟札神社。伊勢國多氣郡牟礼神社。和名抄に。周防國佐波郡牟札郷。讃岐國三木郡武例郷な

一なるべし。何れか定め難し。氏ノ考へ漏せり。○拜祭伊勢大神宮也。書紀に。二十五年三月。離天照大神於豊耜姫命。託于倭姫命云々。此ノ全文傳十五三葉三十に引て委く云り。考合すべし。又大神宮儀式帳に。次纏向珠城宮御宇活目天皇御世尓。倭姫内親王遠。為御杖代。齋奉支云々。尓時倭姫内親王。大神乎頂奉弖。願給國求奉時尓云々。尓時宇治大内人仕奉。宇治土公等遠祖。大田命乎。汝國名何問賜支。白久。百船乎度會國。是川名波。佐古久志留伊須々乃川止申須。是川上好大宮地在申。即所見好大宮地定賜比支。朝日来向國。夕日来向國。浪音不聞國。風音

不聞國止。弓矢鞆音不聞國止。大御意鎮坐國止。悦給弖。
大宮定奉支云々。尓時大神宮祢宜氏。荒木田神主等遠
祖國摩大鹿嶋命孫。天見通命乎祢宜定弖。倭姫内親王
朝廷尓参上坐支。など委く記せり。本書を見べし。さて倭姫
命世記には。此ノ比賣命。雄略天皇御世廿二年。登由氣大
神乃。丹波國より。伊勢に遷坐しをりまで。存在坐て。仕
奉賜て。其明年二月に。自退尾上山峯。石隠坐ぬと云るは。
いみじき僞説なり。さて彼書は。種々乃僞がましきみ
だり説乃み。阿那冨の冨に。太字を
多かりけし。○沙本穴太部之別。書るは。意冨の意を省き
たる借字なり。例は万葉十三に。尓太遥十九に。また穴
尓太要などもあり。記中に御太之前などもあり。
太部と云は。書紀雄略巻に。十九年春三月。詔置穴穂部。
とあり。これ穴穂天皇の御名代に置れたる部なるべし。

此天皇御子坐ざれバなり。かくて其穴穂部乃者の居住し地の名
にもなり。或は姓にもあるべきなり。神名帳に。尾張國葉
栗郡穴太部神社あり。今世には此地名恵々にあり。天武紀に。穴穂部
造賜姓曰連。續紀十八に。下總國穴太部阿古賣人名なり
ぞ見えたる。さて此なるは。大和國添上郡佐保に居住
し氏にて。沙本とは云ふにやあらむ。又按ふに沙本の
沙字は。阿の誤にて。そは後に写誤しにもあるべし。又初に阿礼が誦る時より同韻
故誤しはに ルゆるむか。本の下に君字脱て。此は穴太部之別とは
別姓にて。阿本君なるらむか。然云ゆゑは。續紀卅八に。建
部朝臣人上等言。臣等始祖息速別皇子就伊賀國阿保

村居焉。逮於遠明日香朝廷。詔皇子四世孫。須珍都斗王。由地賜阿保君之姓。其胤子意保賀斯。武藝超倫。足示後代。是以長谷且倉朝廷。改賜健部君云々。望請。返本正名。蒙賜阿保朝臣之姓。詔許之。於是人上等。賜阿保朝臣。健部君黒麻呂等。阿保公 伊賀國伊賀郡に。阿保郷あり。又須珍とある名は。同國名張郡周知郷によれるなり。 姓氏録右京皇別に。阿保朝臣。垂仁天皇皇子。息速別命之後也。息速別命幼弱之時。天皇為皇子。築宮室於伊賀國阿保村。以為封邑。子孫因家之焉。允恭天皇御代。以居地名。賜阿保君姓。廢帝天平宝字八年。改公賜朝臣姓。などゝあれば明けし。又は上なる阿太之別の太字。本の誤りにて。穴太の例に依らば。太もホと訓ざれど。阿字假字にて音なれば。太字も訓を取るべし。右の阿保朝臣は。彼氏なるむかとも思はる。先祖御兄弟の間は傳への異なる例も。彼此あれば明けり。これら何れなるらむ。決めがたし。○稲瀬毘古王は。稲字。諸本みな稲とあるは。誤。今は延佳本に依れり。景行天皇皇子。稲背入彦命と延佳云り。然はあらじ。入を省きても申せばなり。豊鉏入毘賣を。豊鉏比賣。五十瓊敷入彦命を。五十瓊敷命と記せる類にて。然る例多し。御名義未思得ず。稲は。字の意。瀬は兄の。書紀神代巻に。稲背脛と云名見ゆ。倭建命の御子に。稲依別王と申も坐せり。此王は書紀景行巻に。次妃五十河媛。生神櫛皇子。稲背入彦皇子。弟稲背入彦皇子是。播磨別之始祖也とあり。此記

には、此皇子見えず。景行天皇の御子たちは、并八十柱生て、不入記五十九王があれバ、其中なるべし。○嫁は、美阿比坐使と訓べし。抑御姑に娶坐し例、古へ外にも彼此あり。○小月之山君。月字は、諸本並目に作れり。誤なること决けれバ、今改めつ。小月は、神名帳に、近江國栗太郡小槻大社、また小槻神社あり。此地なり。大和國高市郡にも小槻村あれど、其にはあらじ。依て山君が云は、山を守るに依る姓なり。其由、次なる春日山君の下に云。又穴穗宮段、佐々紀山君の下傳四十の三十七葉に委く云を考見て解べし。書紀仁德巻に、近江山君と云氏の人も見えたり。依て小月は、其氏人の居地なり。續紀十二に、小槻山君廣虫。續後紀十九に、近江國栗太郡人小槻山君家嶋、賜姓興統公。三代実録七に、小槻山君廣宅、廾四に近江國栗太郡人小槻山公今雄、同有緒等改本居貫左京四條三坊。廾七に、小槻山公今雄、同有緒、同良真等並賜姓阿保朝臣。息速別命之後也。息速別命之後として、阿保朝臣姓をなせる古がいあらバ、先祖御兄弟の間、傳の混ひたるなるべし。姓氏録左京皇別に、小槻臣垂仁天皇皇子於知別命之後也。此は小槻山君氏の中に、小槻臣になれるが有しなるべし。○三川之衣君。三字、諸本に二が作るは、誤なり。今は一本に依れり。和名抄に、參河國賀茂郡擧母古呂毛郷あり。此郷今は擧母駅。此地なり。氏は考へなし。依て右の氏々の外に。

國造本紀に。伊賀國造。志賀高穴穂朝御世。皇子意知別命三世孫。武伊賀都別命。定賜國造とあり。皇子の上に（垂仁天皇四字脱たるなるべし。）○祖下の也字。一本又一本には無し。○春日山君。春日は。大和なる郷なるべし。依て姓氏録（和泉皇別）に。山君。垂仁天皇皇子。五十日足彦別命之後也とあり。又（摂津皇別）山守。垂仁天皇皇子五十日足彦命之後也ともあるを以て。山君と云は。山を守る部に依れる姓なることを知べし。春日は居地なり。和泉國に山君氏のあるは。此春日なる郷より分れたるなるべし。○高志池君。（池字。舊印本一本には。絶と作り。一本には。其に作れり。假字も附たり。今は延佳本眞福寺本に依れり。）地も姓も考へなし。○春日部君。和名抄に。尾張國春日部（加須我倍）郡あり。書紀安閑巻に。火國春日部屯倉。阿波國春日部屯倉なども見えたり。何國なるも詳ならず。（安閑紀に。春日部采女と云あり。此も地名か。）續紀卅三に。春日部三関。卅九に。陸奥國牡鹿郡春日部奥麻呂。續後紀十七に。越前國丹生郡人。春日部雄継等二人。刋部字為春日臣。（神名帳に。加賀國能美郡滓上神社あり。こはカスガミか。カスガベなるも訓に依れり。）これらは此氏か異氏か。詳ならず。（姓氏録は。春日部村主と云姓もあり。）○五十日帯日子王の御末は。右の氏々の外に。書紀に。子石田君。姓氏録に。讃岐公。酒部公なども見えたれど。何れも論ひあり。（子石田君と云姓。物に見えず。子字は。殊）にいぶかし。又讃岐公。酒部公は。景行天皇の御子。神櫛王の御末なり。其由彼王の處に云べし。考へ合せよ。○

子代は、美古斯呂と訓べし。列木ノ宮ノ段に、此ノ天皇无太子。故為御子代、定小長谷部と見ゆ。此は天皇又后皇子等なければ、御子坐ざれば、其ノ御名を後ノ世まで遺さむ為に、其ノ御名を負せて、某部と云物を立置くなり。故又御名代とも云なり。書紀景行ノ巻に、欲録功名、即定武部。此は日本武ノ尊の御為なり。安閑ノ巻に、天皇勅大伴ノ大連金村曰、朕納四妻、至今無嗣、萬歳之後、朕名絶矣。大伴ノ大連金村奏曰、亦臣所憂也。夫我國家之王天下者、不論有嗣無嗣、要須因物為名。請為皇后次妃、建屯倉之地、使留後代、令顕前迹。詔曰、可矣、宜早安置云々。孝徳ノ巻、大化元年ノ詔に、自古以降、毎天皇ノ時、置標代民、垂名於後云々。同巻に、子代ノ離宮と云も見えて、或本云、壊難波ノ狭屋部ノ邑子代ノ屯倉而起行宮とあるは、地ノ名なり。同二年春正月朔、宜改新之詔曰、其ノ一曰、罷昔在天皇等所立子代之民云々。同年三月云々、昔在天皇ノ日、所置子代云々なるを、はじめて此ノ孝徳天皇の御世に、皆罷られき。凡て彼ノ御世より、萬の御制、漢國ぶりにならひ賜ひて、古様ノ事は、みな廢もてゆけり。なほ高津ノ宮ノ段なる、御名代の下傳三十五の十葉に委く云るを考へ合すべし。〇伊登志部、諸本登志ノ二字を脱し、部ノ字を都に誤て、伊都部と作り。延佳本には、伊都と作り。此は按ふに、伊都とある依本に就て、部ノ字は、はふらしに加へたるなるべし。抑部ノ字をドの假字に用ひし例は、紀伊ノ國伊都ノ郡などはあれども、此ノ記には無きことなれば、決てドと

は讀がたく。又ツと讀ては。御名に合はねど。かにかくに都ノ字は誤なり。師は。御名の伊登志の登をツと讀て。伊都部は。都ノ下に志ノ字脱たるかと云れしかど。登をツの假字に用ひたる例なければ。此もいかゞ。眞福寺本には。伊部と作り。さもバ登志二字の脱たるなるべし。著し。さて書紀安閑ノ巻に。置婀娜國ノ膽年部屯倉とあり。此は國々に舊より伊登志部は有しに。此に其ノ屯倉を置賜へるなり。此時に多く屯倉を置れしことは。其ノ名どもゝ。皆地ノ名なれば。此ノ膽年部も。地ノ名なり。其は伊登志部の居住たるより。地ノ名にもなれるなり。婀娜ノ國は。備後ノ國安那ノ郡なり。○羽咋君。和名抄に。能登ノ國羽咋ノ郡羽咋（波久比）郷。神名帳に。同郡羽咋ノ神社もあり。此ノ地なり。万葉十七（四十九丁）に。波久比能海をよめり。さて國造本紀に。羽咋ノ國ノ造。泊瀬ノ

朝倉ノ朝ノ御世ニ。三尾ノ君ノ祖。石撞別ノ命ノ兒。石城別ノ王ヲ。定賜國ノ造ニ。朝倉ノ朝とあるは。誤なるべし。時代合はねば。景行紀に。妃尾氏磐城別之妹とある。尾氏は。三ノ字の落たるなり。舊事紀には三尾氏とあり。姓氏録（右京皇別）に。羽咋ノ公。垂仁天皇ノ皇子。磐衝別ノ命之後。亦ノ名ハ神櫛別ノ命也。（亦名神櫛別命六字。一本には細注なり。）思ふに此レは。後ノ人の書加へたる誤説なり。神櫛ノ命は。景行天皇ノ御子なり。又若しもとよりの文ならば。之後の上にこそ在べけれ。類聚國史に。能登ノ國ノ人。羽咋ノ弥公。羽咋ノ公吉足なども見ゆ。○三尾ノ君。和名抄に。近江ノ國高嶋ノ郡三尾ノ（美乎）郷。神名式に。水尾ノ神社（臨時祭式には。三尾と作るも）あり。此ノ地なり。書紀継躰ノ巻に。近江ノ國高嶋ノ郡三尾之別業。續紀（廿五）に。高嶋ノ郡三尾ノ埼。万葉（七ノ十五丁）に。高嶋之三尾ノ勝野之。九（十六丁）に。水尾ノ

崎拾遺集に、高嶋や三尾の中山杣たてゝ、造り重ねよ千代の連庫などあり、氏乃ことハ、書紀に、磐衝別命是三尾君之始祖也、國造本紀上に引る羽咋國造、又賀我國造の條に、三尾君祖石撞別命などあり、氏人ハ、玉穂宮段に見ゆ、○為倭建命之后、日代宮段に、此倭建命娶伊玖米天皇之女、布多遅能伊理毘賣命生御子帶中津日子命などあり、那ハ彼処に云り、傳廿九の三十一葉

此天皇。以沙本毘賣爲后之時。

沙本毘賣命之兄。沙本毘古王。問其伊呂妹曰。孰愛夫與兄歟。答曰愛兄。爾沙本毘古王謀曰。汝寔思愛我者。將吾與汝治天下而。即作八鹽折之紐小刀。授

其妹曰。以此小刀。刺殺天皇之寢。故天皇不知其之謀而。枕其后之御膝。爲御寢坐也。爾其后以紐小刀。爲刺其天皇之御頸。三度擧而。不忍哀情。不能刺頸

而。泣淚。落溢於御面。乃天皇驚起。問其后曰。吾見異夢。從沙本方暴雨零來。急沾吾面。又錦色小蛇。纏繞我頸。如此之夢。是有何表也。爾其后。以爲不應爭。即

白天皇言。妾兄沙本毘古王。問妾曰。孰愛夫與兄。是不勝面問故。妾答曰愛兄歟。爾誂妾曰。吾與汝共治天下。故當殺天皇云而。作八鹽折之紐小刀。授妾。是以欲刺御頸。雖三度擧。哀情忽起。不得刺頸。而。泣淚落。洽於御面。必有是表焉。

以沙本毘賣は御名。此にのみ命字無きは如何。脱たるにや。さて此御兄妹は。伊邪河宮段傳二十二に出て。日子坐王の御子にませれば。天皇の御従父兄弟に坐き。為后之時とは。此比賣命の。此天皇の后になり坐ほどなり

を。先言出せるにて。次なる事は。其即の事なりと称ふなり。
文をおぐまて云故に。之時とは云るなり。○兄は。同母
兄なれば。伊呂勢と訓。次々なるも皆同じ。○伊呂妹は。
同母妹なり。伊呂毛と訓べし。其由は上傳十三の六十三葉に委く
云り。○夫は袁と訓べし。夫をば。勢とも勢古とも云へども。此は兄と對へて云なれ
ば。然訓ては。まぎるゝなり。兄をも。勢とも勢古ともいへばなり。上巻須勢理毘賣命の
御歌に。那遠岐弖。遠波那志。汝を置て夫は無しなりとあり。○孰愛
は。伊豆禮迦波斯伎と訓べし。愛は。宇都久斯伎。又宇流波斯伎などゝ訓むもあし
あらず。何れにても意同じ。明宮段に。孰愛兄子與弟子とあり。倭
建命の御哥に。波斯祁夜斯。万葉に。愛八師。書紀継躰巻。

句大兄皇子乃御哥に。婆絁稽矩謨。万葉二十四丁に。三吉
野乃山松之枝者波思吉香聞。高津宮段乃大御哥に。阿
賀波斯豆麻。朕愛妻なり。万葉十八三十七丁に。波之伎故。愛子なり。十
九二十一丁に。波之伎和我勢故。廿十九丁に。波之伎都麻良な
どあり。猶多し。○愛兄は。伊呂勢曽波斯伎と訓べし。○
謀は。下文には。誂とあるを。書紀にも誂とあり。此は謀反むとして
はことを找初て云處なれば。謀とあるぞ宜き。波加流は。
神議などゝ云て。人と相談ひ。論ひ定むる事なればなり。
○八塩折之紐小刀。紐小刀は。上巻傳十六の十六葉に出。八塩
折と云は。上巻なる八塩折之酒傳九の三十葉と考合すべし。

幾度も打返して鍛冶。精熟鍛錬たる謂にて。其刀乃
利きこと哉云称なり。師の万葉考別記に。八塩の衣な
が云も同くて。八塩折は。紐乃色
を云が云もふるは。ろし。小刀の称也。◯寝は。美泥麻
其著たる紐の色以て云べくもなしぞ。
世良牟衣を訓べし。次に御寝坐があり。寝賜ひなむ
時にかく云意なり。書紀に。四年秋九月。皇后母兄狹穗彦
王。謀反欲危社稷。因伺皇后之燕居。而語之曰。汝孰愛兄
與夫焉。於是皇后不知所問之意趣。輙對曰愛兄也。則誂
皇后曰云々。是以與吾登鴻祚。必與汝照臨天下則高枕
而永終百年。亦不快乎。願為我弑天皇。仍取匕首授皇后
曰。是匕首佩于衵中。當天皇之寢迺刺頸而弑焉。皇后於

是心裏兢戰不知所如。然視兄王之志。便不可得諫。故受
其匕首。獨無所藏。以著衣中。遂有諫兄之情歟。◯謀は。波
加理許登と訓べし。沙本毘古王の議を誂へたること
なり。◯御膝は。和名抄に。膝。脛頭也。比佐。◯枕は。麻久良伎
弖と訓べし。万葉五十一丁に。伊可尓安良武。日能等伎尓
可母。許恵之良武。比等能比射乃倍。和我摩久良可武。十
九丁十四に。妹之袖和札枕可年などあり。麻久良久は。
麻久良加年。麻久。枕にするを云て。鬘にするを加豆良
良伎弖など活用。万葉十八に。揚奈疑可豆良枳。十九にも同じ
久と云は。菖蒲可都良久麻泥尓などよめり。麻久が
言格なり。又麻伎弖とも訓べし。其も同意なり。よめる

哥は。殊に多し。枕と云名も。纏く麻久より出て。纏座の
使久を切めて。麻久良と云なり。凡て何にまれ。物を居
ゑ置を座と云。枕は。物を纏て頭を居ゑ座せ置よし
の名なり。凡て枕にするものを。やがて纏とも云なり。
手をまく袖をまくなども云是なり。又記中の哥に。麻久
良麻久ともあり。其は言重なれるなり。物名とありては。
又其を其用言を添て云も常な
至。歌をうちなびくなど云が如し。万葉十四丁十九に。宇知日
佐須美夜能和我世波。夜麻登女乃比射麻久其登尓安
乎和須良須奈。○膝の下なる為ノ字は。而を写誤れるなる
べし。草書は似たればなり。白檮原ノ宮ノ段に。為遠延。日
代ノ宮ノ段に。為泥疑などあり。
ふ為ノ字の格なれども思ふに。御寝坐と云ふべし。記
中處々にあるも。何れも上に為ノ字ある例なし。○御寝
坐也。若櫻ノ宮ノ段には。大御寝也ともあり。書紀仁徳ノ巻に。
隼別ノ皇子枕皇女之膝以臥。雄略ノ巻に。安穂ノ天皇枕皇后ノ

膝ヲ。晝醉テ眠臥。於是眉輪ノ王。伺其ノ熟睡。而刺殺之。○其天皇
之御頸は。曽能意冨美久毘遠と訓べし。天皇ノ字は讀べからず。此所は
然讀ては。語
宜しからず。○三度は。美多毘麻傳と師の訓れる宜
し。○擧而は。布理賜比斯加杼母と訓べし。布理は。振挙
ふることなり。紐小刀をなり。上巻に。以此比礼三挙振撥。傳十の卅九葉
白檮原ノ宮ノ段に。打羽挙。傳十八の十七葉 などあるも。皆布理と
訓べくして。同意なり。又上巻豫美ノ段に。十挙剱を於後
手布伎都々。傳六の卅二葉 布伎も振と同じ。彼ノ處々を考へ合
すべし。仍て斯加杼母と訓ムは。下文には。雖ノ字ある。其ノ
意なればなり。雖ノ字は無くても。而ノ字にも其意あり。○

国立公文書館 National Archives of Japan

不忍哀情。不ノ字は。諸本皆尓と作せるを。師の。不ノ誤な
らむと云れたるに従ひて。今改めつ。不忍とある例は。
上巻に。不忍御腹之急。また不忍戀心。また此ノ下に。不忍
其后云々。朝倉ノ宮ノ段に。不忍於悒などゝあり。四字を。多閉
加弖尓加那志久於母本斯弖と訓べし。此は情ノ字を許呂と訓ては。
語よろしからず。多閉加弖尓は。堪難くと云に同じ。加弖尓は。
万葉などに多き言にて。難尓とも書り。加は。濁音に書るはいと
少し。多く清音に書なり。さて此の語。下なるは哀情忽起とあり。其と合せ
て思ヲバ。此は尓忍ノ二字は。忽ノ字乃誤に
て。情ノ下に。起ノ字脱たるにはあらむか。○不能刺頸而
は。延佐斯奉良受弖とある師の訓を用る宜し。上に御頸をとあれは此
に又頸をも讀ては。文いと拙なし。○涙は美那美陀と訓べし。上巻に御
涙とあり。○御面は意富美於母と訓べし。師はミオモワと訓れた。
其は万葉九又十九に。面輪。十九に。御面謂之美於毛和
などあれバ。然めり。けれど於母和とは。面乃狀貌を云と
きの言なれバ。此には叶はず。又皇極紀の哥に。於謀提
とある。此は後を宇志呂傳と云と同くて。提は是ル其ノ
狀貌を云言なり。されど何となく
ときは。於母ぞ正しき名なる。天皇の大御面なり。○
落溢は。於知那賀礼伎と訓べし。溢ノ字を書るは。書紀に。
流涕従袖溢之。沾帝面
とある意あり。けれど此はモルとアフルとも訓がた
し。又加々流と訓まむよりは。那賀流ぞ溢ノ字に親き。
涙乃流ると云は。万葉などに常のことなり。十九十三丁。
に。流涕等騰米可祢都母。○驚起は。於杼呂伎坐弖と訓
べし。於杼呂久とは。目の寤るごとなるを云り。○沙本毘

国立公文書館 National Archives of Japan

大和國添上郡なり。諸陵式に見ゆ。武烈紀影媛ノ歌に。播
屢比能。箇須我鳴須擬。逗摩御暮屢。鳴佐褒鳴須擬とよ
めり。鳴佐褒の鳴は。をはおせ。をおくばなかれ表　此ノ地。
にも同じ。今佐保は奈良の内にて。北ノ方なり。
山も川も里も。万葉巻々に哥多し。後ノ世の哥にも多くよ
めり。仍て沙本毘古ノ王は。此ノ地に居住る故に。如此御夢
に見給ふなり。○暴雨は。波夜佐米と訓べし。字鏡に。湅ハ
暴雨なり。波也佐安女とあり。倭姫ノ命ノ世記に。速雨二見ノ國と
云り。一本に。此ノ雨ノ字を。再と作るはわろし。和名抄には。暴雨。和名無良左女とあれども。此
は波夜佐米と訓むからまけるべし。上巻。八千矛ノ神の御
哥に。汝が泣まく。朝雨の云々。万葉二（四十四丁）に。泣涙霈

霂尓落者云々。○急は。尓波加尓と師の訓せる宜し。
○洽は。此ノ字。濡と作る本もあり。同じことなり。奴良志都と訓べし。○錦色
小蛇。小蛇は幣美と訓べし。此ノ事上巻傳十の卅六葉に委く辨
へり。幣美は。反鼻の字音かと思ふは非なり。　錦色とは。錦の如くなる文
乃あるを云なり。然るに一種の蛇あり。和名抄に。蚺蛇。文
字集略ニ云。蛇ノ文如二連錢錦一也。和名仁之木倍美とあり。埤雅
に。蚺蛇尾圓無レ鱗。身ニ有二斑文一。如二錦纈一と云り。但シ和名抄
すら仁之木倍美とあるは。小蛇なるべきに。本草を考るに
る。蚺蛇は大なる物なれば。此ノ漢名は當らざる
如し。されど錦文あるを以て。當てたるなるべし。漢名には
うにまれ。かくは。○纏繞は。麻都閇理斯と訓べし。斯は
ならずよならず。辞な
至。使と云ばして。斯と云は。上に那毋
と云辞を讀附たる。其に應たるなり。○如此之は。加久

能と訓べし。加久乃某と言は。聞なれぬこゝちして。いかゞと思ふ人あるべけれど。續紀一宣命に。如此之状乎聞食悟而云々。又四に。加久乃状聞食悟止。宣大命云々などもあり。常に加久乃如久と云も。同格なるをや。〇有何表也は。那尓能斯流志尓加阿良麻斯と訓べし。万葉四に。劔太刀身尓取副常夢見津。何如之怪曾毛。君尓相為。〇以為不應爭は。阿良曾波延士登於母冨志弖と訓べし。延は禮と云に同じ。爭ひ難からむを云意なり。師は。アラソヒガテニと訓れき。又アラソヒカテジトとも訓べし。〇妾は阿賀と訓べし。妾字は。漢文の格に書るなり。男に僕と書るも同じ。〇是不勝面向故は。加久刀布尓波延於母加多受弖と訓べし。此は必ず訓むべき文なり。舊印本延佳本などには。アタリトブニタベズと訓り。如此訓ては。意は大かた通ゆれば。本より其意以て書るにもあるべきか。然れども然訓ては。古語のさまにあらず。全く漢籍訓なり。又師は。サカハコドビニアヘズと訓れき。此は言はみな古言なれども。サカハコトドヒは。此には叶はぬ言なり。故おもしく思ひめぐらすに。勝面は。上巻猨田毘古神段に。詔天宇受賣神。汝者雖有手弱女人。與伊牟迦布神面勝神。故專汝往將問者云々とある面勝と同じくて。傳十五の十四葉考へ合すべし兄乃如此く差向て。直に向ふに。吾心強く面勝て。兄よりも夫は君ぞ愛きと得答へけり。疏を申し賜へるなるべし。是字は。如此と云にかなふべし。依て勝面は。面勝を下上に写し誤れるか。後人。面勝と云古言をば思はずして。只漢文讀の格をのみ思ひて。不勝面向とあるべきことぞと思ひて。さかしらに字を置替へるにもあるべし。又面に勝と云意にしては。本より

勝面なりと書るはいかゞ也。但向字の置處を思へば、もとより面向にあたりと云意以て書る如くにも
思はるれどもなり。然訓ては、古語にかなはざれば、よしや撰
者の意には非ざりとも、面勝と訓て、違ふことはあるま
じきなり。得と云辭を讀添ふべし。書紀に彼段に、八十萬
神皆不得目勝相向とあるに依れり。故字は讀ずあるべ
し。○妾答の妾字、讀べからじ。○誂は、阿登良閉那良久
と訓べし。書紀にも然訓り。誂は説文に、相呼誘也、史記注に、以微言動之也。續紀
廿の詔に、小野東人、喚上道朝臣斐太都而誂云久云々。
古今集春上、吹風にあつらへつる物ならば、此一本
はよきよと云ましを。○哀情忽起は、多知麻知爾加那斯
久那理弖と訓べし。起字は、那理弖と云にあたれり。忽字、哀情の下にあるは、漢文の格な
り。○洽字、沾と作る本もあり。其も同じ。師は、上文に依て、濫字ならむ
と云も然れど、其はわろし。書紀に云く、五年冬十月、天皇幸来目、居於
高宮時、天皇枕皇后膝而晝寢、於是皇后既無成事而空
思之、兄王所謀適是時也、眼涙流之落帝面、天皇則寤之、
語皇后曰、朕今日夢矣、錦色小蛇繞于朕頸、復大雨從狹
穗發而來之濡面、是何祥也、皇后則知不得匿謀而悚恐
伏地、曲上兄王反狀云々、眼涙自流、則擧袖拭涕、從袖溢
之沾帝面、故今日夢也、必是事應焉、錦色小
蛇則授妾匕首也、大雨忽發則妾眼涙也。

爾天皇詔之。吾殆見欺乎。乃興

コヽニスメラミコト アハホト〳〵ニアザムカエツルカモトノリタマヒテ スナハチイクサヲ

軍。撃沙本毘古王之時。其王作
オコシテサホビコノミコヲトリニツカハストキニ ソノミコイナ
稲城。以待戰。此時沙本毘賣命
キヲツクリテマチタヽカフ コノトキ サホビメノミコト
不得忍其兄。自後門逃出而。納
ソノイロセヲオモホシカネテ シリツミカドヨリニゲイデテ ソレノ
其之稲城。此時其后妊身。於是
イナキニイリマシキ コノヲリシモ ソノキサキハラマシタリキ コヽニ
天皇。不忍其后懐妊及愛重至
スメラミコト ソノキサキノ ウツクシミオモミシタマフコトモミトセニナリヌルニハラマシテサヘ

于三年。故迴其軍。不急攻迫。如
アルコトヲイトカナシミオモホシキ カレソノイクサヲヤスラハシメツヽ スムヤケクモセメタマハザリキ カ
此逗留之間。其所妊之御子既
ク トヾコホレルアヒダニ ソノハラマセリシ ミコ アレ
産。故出其御子。置稲城外。令白
マシヌ カレ ソノミコヲイダシテ イナキノトニオキマツリテ スメラミコトニ
天皇。若此御子矣。天皇之御子
マヲサシメタマハク モシ コノ ミコ ヲバ オホキミノ ミコト
所思看者。可治賜。於是天皇詔
オモホシメサバ ヲサメタマヘトマヲサシメタマヒキ コヽニ スメラミコト ソノ

雖怨其兄。猶不得忍愛其后故。
イロセヲコソキラヒタマヘレ ナホキサキヲバ イトカナシトオモホせリケレバ

即有得后之心。是以選聚軍士
ソレエタマハムノミコ、ロマシキコ、ヲモテ イクサビト

之中。力士輕捷而。宣者。取其御
ノナカニ チカラビトノハヤキヲエリツドヘテ ノリタマヒツラクハ カノミコヲ

子之時。乃掠取其母王。或髮或
トラムトキ ソノハ、ミコヲモカソヒトリテヨ ミカミニマレミテニ

手。當隨取獲而。掬以控出。爾其
マヽトリエムマニく ツカミテヒキイデマツレトノリタマヒキ コ、ニソノ

后豫知其情。悉剃其髮。以髮覆
キサキアラカジメソノミコ、ロヲシリタマヒテ コトゞ゛ニソノミカミヲソリテ ソノミカミモテミカシラ

其頭。亦腐玉緒。三重纏手。且以
ヲオホヒ マタタマノヲヲ、クタシテ ミテニミヘマカシ マタサケ

酒腐御衣。如全衣服。如此設備
モテミケシヲクタシテ マタキミソノゴトケせリ カクマナソナヘ

而。抱其御子。刺出城外。爾其力
テ ソノミコヲムダキテ キノトニサシイデタマヒキ カレソノチカラ

士等。取其御子。即握其御祖。爾
ビトドモ ソノミコヲトリマツリテ スナハチソノミオヤヲトリマツラムトソノ

握其御髮者。御髮自落。握其御手者。玉緒且絶。握其御衣者。御衣便破。是以取獲其御子。不得其御祖。故其軍士等。還來奏言。御髮自落。御衣易破。亦所纏御手之玉緒便絶。不獲御祖。取得御子。爾天皇悔恨而。惡作玉人等。皆奪其地。故諺曰。不得地玉作也。

殆は冨登冨登と訓べし。下の登を濁るはわろし。そは俗に此を。音便にポドンドと云。凡て音便のンの下は。おのづから皆濁る例なればなり。然もあらず此の言。本は同じ冨登を重ねたるなれば。

濁るべし。ほとほとしぞ。万葉三卅丁に。吾盛復將変やも。殆寧樂京師を不見か成なむ。七四十丁に。三幣帛取神の祝が鎮齋杉原燎木伐殆之國手斧所取ぬ。八四十丁に。吾屋戸の一村芽子を。念児に不令見殆令散するかも。十二十三丁に。保寺穂跡妹に不相来にけり。十五三十七丁に。還りける人来れりと云しかば。保寺保登死き君かと思ひてあわてけり。言乃意は。邊々に其近き邊まで至る意なり。此は欺かる邊まで至りし歟と云 俗言にて云へば。までに欺かれむとあやうかりしことなり。○見欺手は。上卷に。易子之一木乎。とあると同語。勢なり。○擊は。登理尓都加波須と訓べし。登理と訓べき由

は。水垣宮段。令殺玖賀耳御笠と云る處傳卅三の六十葉に。委く云るが如し。又此は遣すと云言も。讀添ふべき勢なり。○稲城書紀雄畧卷にも。根使主逃匿至於日根。造稲城而待戰。崇峻卷にも。物部守屋大連。親率子弟與奴軍。築稲城而戰などあり。師云く。稲城とは。凡て稲を納置城は。垣をも固くし溝を堀廻しなどして。盗などの入がたく。殊に固く構ふる物なる故に。其稲藏を城の如くに。固く構ふるを城と云なり。日本紀に。積稲作城などあるは。ひがことなり。稲を積るとあらむには。何乃固きことかあらむ。と云るは。此説の如くなるべし。書紀に積稲などあるは。名に依て。例の撰者の

書加へられつる。潤色文と見えたり。稲城と云は。古の
姓氏録の。大春日朝臣條に。委糟為堵と云る類にて。趣
異なる。其は必しも全く稲を蔵る城乃制には非ら狹
ども
ならむ。只窂固く作れるを。如此称ならむなり。○
不得忍其兄は。得字。諸本に待と作るは。誤なり。今は延佳本に依れり。下にも不得忍とある同意の文なり。曾能伊呂勢袁淤母本志加祢弖と訓べし。所思
す御情乃堪がたくてなり。万葉十一七丁に。山科強田山
馬雖在。歩吾来汝念不得。十四二十二丁に。戀乍居むよは
ど。遊布麻山隠りし君を於母比可祢都母。十五二十二丁
に。妹を思ひ。伊の寐らえぬに。安伎乃野にさをし鹿鳴
つ。追麻於毛比可祢弖。などと猶多き。思不得に同じ。又堪がて

きこともあり。忍加祢とあるは多くよみたれども。此
は猶於母本志加祢と訓ことまされり。○後門は。斯
理都美加度と訓べし。水垣宮段乃哥に。斯理都斗後戸なり
と見え。万葉に。常津御門天津御門。などもある如合せて。
訓べきは此如知るべし。皇大宮の後方乃御門なり。○納
は伊理麻斯伎と訓べし。入坐なり。○此時は。許能袁理
志母と訓べし。○妊身。こゝに如此云るは。次に。此妊身
せることもあれ。天皇の御念に事ある故に。先言出置る文
れ法なり。○不忍其后懐妊及愛重至于三年は。曾能伎
佐伎能　句　宇都久斯美淤母美斯多麻布許登母。美登世
尓那理奴流尓。波羅麻志弖佐閉阿流許登袁。伊登加那

斯登於母本斯伎と訓べし。加那斯登は、伊登本斯登とも訓べし。抑此処の文、漢文の格に書るれば、文のまゝに訓ては、古語になりがたければ、文をはなれて、泥まずして、凡て意をよく得て訓べきなり。延佳が、及愛重を、ウツクシミヲシキテと訓は、文意にも叶はず、古語にも非ず。シキテと云こと、何の意とも聞えぬことなり。又師は、ハラマセルトウツクシミノオモキニタヘマハズテと訓て、至于三年をば、別に讀もある。此もよろし。言のあくきはま、古語のふりにかなへり。其上、至于三年は、愛重に屬くることなるを、別に讀くは、甚く意違へり。其由は、なほ次に云。故今右の如く訓ば、其由は、まづ懐妊を先に云て、愛重云々を後に云ては、古語に訓がたき故に、愛重云々を先に、懐妊を後に讀り。愛重は、平常のなほざりの事、懐妊は、此時の殊なる一事なればなり。仍て愛重は、天

皇の、此后を愛重し賜ふにて、愛と重とは二ツなり。愛の重きには非ず。愛は、此にては用言にて、常に躰言に云とは異にして、美は、重の美と同格なり。万葉十六十二丁に、吾背子之言愛美出去者、ともあるも同じ格なり。重と云は、重く止事無き物にするを云。俗言に、大切にするを云ことなり。仍て此言を、常にはおもむずると云は、音便に類もある言なり。此外にも賤みを、いやしむ。親みを、したしむなど云類、みな同じ音便にて、美の類もてンになれるなり。此美の格、万葉などに多し。續紀三の詔に、勞弥重弥所念坐四に。天地心乎勞美重美畏坐、などある重美なり。仍て此二ツの美てふ辞、愛み重みの用ひざまは、万葉十二四十一丁に、白妙乃袖之別乎難見為而、などゝ云も同じ。至于三年とは、皇宮

に参入賜ひてよりの事なるべし。此は昨日今日のことにあらねば。御交ひの年經ぬる由なり。書紀に依るに。二年二月に。皇后に立賜ひて。此乱は。五年冬の事なり。此至于三年を下に係て。迴軍云々せし間に。三年になりぬるを見れば。非なり。若其意ならば。此言かならず不急攻迫と云下にあるべきを。故迴軍より上に在れば。其意にはあらじ。さて伊登加那斯登於母本斯伎と訓るは。不忍の字に當れり。其例下文に出。其処に云べし。さて其后と云処にて。姑く語を絶て心得べし。此は訓の上に就て云なり。文は。不忍字。其后の上に在れば。紛はしことなりけるを。今其后之愛重みと訓る故に。言のつゞき紛らはしければなり。されど懐妊てはあふをと云処までに係て見れば。其后之と云は。こと明けし。◯迴は。夜須良波志米都と訓べし。加閉志弖とも訓べきなれども。さてはいとゞ此の意に違ふべし。又師は。モドポラセテ。と訓まれたれども。叶ふめるも聞えど。此の迴字に徘徊の意に取て書るなるべし。徘徊は。徘回とも書き。回と迴は同じきなれば。さて徘徊は。彷徨也ともあり。不進貌なりと注し。文選張衡思玄賦に。馬倚輈而徘回と云る。注に。言踟躕不進也と云り。夜須良布は。進まざる意。又休息む意なれば。此に叶へり。万葉十一四十五丁に。木間従移歴月之影惜。徘徊尓左夜深去家理。六帖に。君や来む我や往むのやすらひにと云々。◯不急攻迫は。須牟夜氣久母世米賜波邪理伎と訓べし。急は。万葉十五三十四丁に。須牟也氣久波也可反里万世と云るに依て訓り。此言常には須美夜加尓と云。牟と美とは通音なれば。何もゆるさるべし。加尓は都久と云ぞ古言の格なる。此外明かに遥かに和かに

なるべし。古言には。あきらけく。はるけく。のどけくなど云へり。然て此ノ須年夜都久の須年は。進む意にて。夜都久は附くる辭なり。○逗留は。登抒許冨礼流と訓べし。万葉四十三丁に。衣手尓取等騰己保里哭児尓毛とあり。登抒は。留なり。許冨流は。凍と同言なり。行ク水ル。○既産は。師の阿礼坐奴と訓凍も止まれどあり。もあるに従ふべし。既ノ字はよむべからず。此ノ御子の生坐は。下に焼稲城之時なりければ。事の終方の事なりけむ。城を焼ては。おぼしく事は終はるべければなり。○令白は。右の此ノ御言を。城を攻は官軍士に宣て。天皇乃御許に。傳ヘ白はしめ給ふなり。○矣字は。哀の辭に置るなり。舊印本延佳本などには。此ノ字無し。今は真福寺本に依れり。一本又一本には。上の子ノ字無クて。此ノ矣字あり。其は子ノ字を脱せるなり。依て此ノ下に婆など云辭をも。讀附べし。吾こそあれ。此ノ御子をばなど云意なればなり。○天皇之御子。此ノ天皇は。意冨伎美など訓べし。對ひ奉りては。然申す例なればなり。万葉などにも。天皇など書るをも。オ。ホ。キ。ミ。など訓べきが多きを。今ノ本は。差別なく。皆ス。メ。ラ。ギ。など訓るは。誤なり。○所思看者。看ノ字。或は齊或は齋など作るは。皆誤なり。今は真福寺本延佳本に依れり。万葉十五三十二丁に。於毛保之賣須續紀廿詔に。所念看波奈母云々。師は。看ノ字を。齋なりとして。オ。モ。ホ。シ。イ。ツ。キ。マ。サ。ばなど訓れども。わろし。依て如此白し給ふ所以は。御母ノ命の。此ノ稲城に入坐て。天皇をば背き奉賜へるゆゑは。此ノ御子をも棄て。皇子にはあるまじき抱由りあるゆゑなり。然れども。若ク母乃罪をば所思宥めて。御子を

ばなるに、御子の所念看さるゝなりけり。○治は袁佐米と訓べし。此言のこと上巻傳十二の二十丁に委く云り考合すべし。續紀四に、人祖乃意能賀弱兒乎養治事乃如久、治賜比慈賜比、十五に、可治賜伎一二人等選給比治給布、廿二に、此家乃子止毛波、朕波良何良仁在物乎夜、親王多知治賜布曰仁、治不賜在牟止為豆奈毋、海仁冠位上賜治賜夫、廿五に、明久浄岐心以天仕奉乎方、氏々門方絶多末方須治賜止勅御命乎云々など、なほ多く見えたり。此は皇子なれば、收挙げ養育まつるを云ことなれば、皇極紀に、視養ともあり。師は、即ヒ。タ。シ。タ。マ。ヘと訓れしかど、此は然訓てはあらじ。

○天皇詔、此詔字は衍なるべし。下なる文、雖怨より軽捷而まで、御言に非ず、地詞なればなり。故若誤字かとも見えず。又文脈よろしからず思へば、聞えず。若くは須賣良美許等が阿礼が誦るを、其美許等を聴誤て、詔と心得て、其隨に書るにもやあらむ。故此字は讀べからず。○雖怨其兄は、其兄袁許曽伎良比賜閇礼と訓べし。如此訓ざれば、雖字の意は、おのづからなり。怨は仇也讎也と注せる意にて、怨歎なり。續紀廿六の詔詞の中に、己怨男女二人在となり。けて此をば伎良比賜と訓むゆゑは、續紀廿に、穢奴等乎伎良比賜弃賜布尓依弖、廿五に、先仁捨岐良比賜天之道祖我兄塩燒乎、皇位仁方定止云天、廿六に、從今往前仁小過毛在人仁所率

流止之所聞波。法乃末尓末仁。罪奈比給。岐良比給止勅御命乎。卅九に。傾奉朝庭。乱國家弖。岐良比給弖之。氷上塩燒我児云々。理波法末尓末尓岐良比給倍久在利。卅に。退給比捨給比。岐良比給年物曽。などある。此らみな。逆心を以て。朝廷を謀りたち奉る者などを。怨敵として。棄退賜ふことを。伎良比賜ふと云り。書紀神代巻に。棄物とある。棄の訓注に。此云岐羅毘とあり。此らを以思ふに。此言此処によく叶へり。○不得忍愛は。伊登加那斯登於毋本勢理祁礼婆と訓べし。加那斯登は。伊登本斯登とも訓べし。仍て崇峻紀に。哀不忍聴とあるを。イトホシガリタマヒテ此と訓るなるが。不忍の字に拘らで訓べき證例なり。

は。上の不忍其后云々と云係より係れる処なれば。彼処と同詞に訓べきなり。愛の意も。此は加那斯といふ中に在て。加那斯てふ言は。悲哀む意。愛憐む意。戀慕ふ意などを。皆兼て。如此云。又不得忍の意も。自在り。万葉四廿丁に。宮尓行児乎真悲美。十四三十二丁に。伊豆由可母。加奈之伎世呂我。和我利可欲波牟。又三十六丁可奈思伊毛乎。伊都知由可米等夜麻須氣乃。曽我比尓宿思久。伊麻之久夜思母。十五三十一丁又。於毛比和夫良牟。伊母我可奈思佐。廿三十七丁に。可奈之伎吾子。安良多麻乃。等之能乎奈我久。安比美受波。古非之久安流倍之。云々。乎之美都々。可奈之備伊麻世。又四十二丁

可奈之伊毛我。多麻久良波奈礼。阿夜尓可奈之毛。などの
猶多し。○故即二字讀ばうるべし。上の礼婆を訓る辞に。故乃意はあらなり。
○有得后之心は。曽礼延賜波牟能美許々呂坐伎と訓
べし。曽礼は其にて。后を指て申すなり。此は。后を字のまゝに訓ては。
言重なりて。わづらはし。上に近く后とあるより。得賜
續きにかゝれるなり。又有を坐と訓は。尊む語なり。
はむ乃御心とおぼしく云ばまれ。万葉十二 二十五丁 に。真玉
蔦絶年乃心我不思。十四 二十六丁 に。多麻可豆良。多延武能
己許呂和我母波奈久尓。古今集 恋四 に。君や来む我や往
むのいさよひに。此等の格なり。○力士は。知加良毘等
と訓べし。書紀此御巻に。當麻蹶速者。天下之力士也。皇
極紀に。命健兒相撲。また使力人持兵守家などあり。万
葉十六には。力士儛と云ことも見えたり。○輕捷は。波
夜伎と訓べし。明宮段哥に。佐袁斗理迹。波夜祁牟比登
斯。和賀毛古迹許牟。書紀仁徳巻に。有強力者。曰百衝。輕
捷猛幹。履中巻に。強力輕捷など見ゆ。捷々は。挙動敏疾之貌と注せり。
○取其御子は。かの稲城の外に置奉賜ふを。受取を云。
○乃掠取。乃字。舊印本延佳本などには。巧と作り。其は悪しくはあらざれど。なほ乃しと云むぞ穏なる。今は真福寺本又一本に依れり。
掠は。奪取也と注せり。加曽比と訓べし。續紀廿詔に。加蘇比奪
盗止為而とあるによれり。継躰紀に。捉。皇極紀に。求捉。

天武紀に、捉あがあるは、問言なり。これらに、比を平仁が書るは、假字を誤
れるなり。常に加須年なりと云。○或髮或手は、美加美尓麻礼。
美豆尓麻礼と訓べし。麻礼は、毋阿礼の切にある言な
り。○擲は都加年と訓べし。万葉十六十五丁に、戀乃奴之束
見懸而。四の巻に見ゆ。○豫は阿良加士米と訓べし。此假字古書に見え
ざれども、士は遅なりけらむか。定めがたし。なほよく考
ふべし。さて舊印本延佳本などには、此豫字乃上に、有
字あり。有豫二字をも、アラカジメと訓べし。然
れど餘の本どもには、有字なし。無き方まされり。万葉三
に、出行道知末世波、豫妹乎將留塞毛置末思乎。四二十五丁
に、豫荒振公乎。又四丁 豫人事繁。六三十四丁に、豫公来座武
跡知麻世婆。九十七丁に、豫己妻離而など見ゆ。右の豫を、多くかね

テヨリと訓り。また加泥弖と訓べし。万葉二二十三丁に、如
くは、まろらし。是有刀豫知勢婆。十六十三丁に、豫寒毛。又六十九丁には、豫兼
而知者と重ねても云り。○其情とは、天皇の如此謀賜
ふべき御心を推度り知給ふを云。但心と書ることは、情
御心を云にはあらずして、如此謀給ふ事を指て云る
をのみなも思はる。若然らば、ハカリゴトなど訓べけ
きなり。其もいふべくあれば、なほミコ
コロと訓てありぬべくぞあり。○以髮とは、剃落しな
る御髮を以てと云ことなるべし。上下なる二の其字
なかりせば、文意明らかなるべきに、其字なくて、此を以其髮
髮でもある故に、此髮は、別髮の如くにも聞えて、紛らはしけれ
しきれば、別髮には非ず。故曽能美加美毋弖と訓つ。○頭は、美加斯
良と訓べき由、上巻傳五の八十一葉に云るが如し。○玉緒は、

御手の飾の玉を貫料の緒なり。古へは凡て手に玉を纏
しことは。上巻傳七の三四三十五葉に云るが如し。○三重纏手
は。美弖尓美幣麻加志と訓べし。麻加志は。纏賜ひてふ云
へ。タヽノヲノミヘノタスキヲと訓るはわろし。此ノ四字を師
者其意なるらば。三重ノ手纏之玉ノ緒をなると云べきを。玉ノ
緒ノ云紛を云ては。言違なり。○御衣は。美祁志と訓べし。此ノ名上巻八
千矛神の御哥に見ゆ。傳十一の三十四葉○全衣は。麻多伎美曽
と訓べし。腐しゆるに對へて。黷さゞるを云。まこと麻碁呂田毛と訓べ
し。真に全き意なり。○服は都勢理と訓べし。上の衣ノ字をうけて。美曽と訓
べけれど。さては此語は。其ノ下に言足らば。御髪にも。下に
覆ひかゝりて。玉ノ緒にも。纏にもあれバ。此も必ス都勢理なるが有ル
べきなり。都勢理は。着賜ふを云むが如し。此ノ言倭建命の

御哥に見ゆ。其処傳廿八の九のひらに云べし。○如此設備。此言
上巻八俣遠呂智ノ段にもあり。○抱は。書紀なるにも。伊陀
久と訓り。宇陀久と訓り。牟陀久と訓るが中に。万葉十四
十二丁に。可伎武太伎とあれば。それに依て牟陀伎弖と
訓べし。さて今如此大后乃此ノ御子を御躬抱きて。渡し
奉り賜ふを思ふに。上ツ代には。賤きも貴きも。凡て婦人産
めば。即チ親抱きて。其ノ児を。其ノ父に示すぞ。定まれる礼な
りけむ。書紀神代ノ巻に。吾田鹿葦津姫。抱レ子而来進曰。天
神之子。寧可以私養乎。故告状知聞ともあるなり。此ノ御
礼なるべし。然るに今此ノ后は。兄の稲城に隠坐せば。然

ふ事なるべし給へれば。故今渡し奉るにおきてよろしからず
らる其御礼(ミワザ)を行(オコナ)ひ賜ふかりけるを。若然(シ)らば。かく
多乱中(ミダレノナカ)に。かかる貴女(ウヅビト)の。御(ミ)親抱(ミヅカライダキ)て出(テ)給ふべくも非ず。
凡て古書を見るには。かかる處によく心をつけて上(ツ)
代のさまを細(コマカ)に考へ知るべきなれど。ゆゑなきことども
に勿(ナ)着(ミ)
過(スグ)しそ。はて上に。置(ニ)稲城(ノ)外(ニ)にあるなり。此(コヽ)は一(ツ)なり。上に
は先(ツ)粗(アラ)く云(ヒ)おきて。此(コヽ)に細(コマカ)に云ふなり。上なるは。此(コヽ)から
は別にて。先(ツ)人
きして出し置(オカ)しぬるお
かし聞ゆ給れど。然ればえ非ず。◯御祖(ミオヤ)。古へは御母を御(ミ)祖(オヤ)かし
云り。記中皆然り。◯握(ニ)其(レ)御髪(ノ)者(ヲバ)。御(ノ)字無き本もあれかし
有るぞよき。次なる。御手御衣なども。御(ノ)字あればなり。◯自落(オノヅカラオチ)且(マタ)絶(タエ)便(スナハチヤブレ)破の
く自(ヨノヅカラ)ら云。且(マタ)も云。便(スナハチ)も云ふは。各(オノ〳〵)異意(コトコヽロ)なるには非ず。辞を

かくて云ふ文(アヤ)のみなり。◯御衣易破。易(ノ)字は。上文から照
して思ふに。且を誤れるなり。然るからは今(カ)諸本並(ミ)易か作(ル)れり。故(レ)麻(マ)多(タ)かし
訓べし。上には玉(ノ)緒且絶。御衣便破かあるを。此(コ)は且から便から戎おきかえあるなり。◯亦所纏
の亦(ノ)字は。読(ム)べからず。玉緒(タマノヲモ)母から訓て。母(モ)に此(ノ)字の意あ
り。はて此(ノ)亦(モ)から云辞に意なり。御髪も落(チ)。御衣も破(レ)。玉(ノ)緒
も絶ぬるをばから云意にて。はまくから手を盡(ツク)しおれからも。
終(ツヒ)に取(リ)得奉らなべき手着(タヅキ)の無(ナ)かりける事をおよく申
せ言なり。はて又上からは次第(ツイデ)を変(カヘ)て。此(コヽ)には玉(ノ)緒の事
を。終(ハテ)に云るは。次に作玉人(タマツクリ)の事あるに。親(シタシ)く續(ツヾ)けむから
てなるべし。◯取(ニ)得御子(ヲ)。此(コヽ)には。御祖を得奉らけめし

ことを先白して。御子を得奉まつることなり。後に白せる
は。かの上文よりの続き抱に引きたるのみか。又は天
皇の御求を令得奉ることの不能るを。畏み重みして。其
方を先奏せられたるにやあらむか。はた御子を取得奉まつる
功の方を。むしろおにせむ為に。其方を終に奏せるか。凡
て事を並べ言ふに。先に云方の重くなることもあり。後
に云方の重くなることもある故。此は何れとも定めがた
き也。○悔恨は。久伊宇良美と訓べし。悔の仮字は。久伊
用言 なり。夜伊由とも活
ぞ。又二字をかく宇良美とも訓べし。悔字も恨也と
至。ほどもさ悔はなも注せればなり
なく伊あるべし。久伊とは。初に后の皇宮を逃出坐時

に。御心著びて。得留奉賜はで。終に失奉賜へることの故。
此に至て。今更に悔しく所念なるべし。○作玉人等
は。玉作斯人将田とも訓べし。此度皇后の御手に纏せり
し玉を造まし人等を云なり。又玉都久理将田とも訓べけれど。さては世の凡
て乃玉作人を云ふとも聞ゆ。此は凡て找云には非ず。
此度の事によりて。凡て乃玉作人を。悉く咎免賜はむ
は。はまりな 玉作の事は。上巻玉祖連の下傳十五の五十九葉に
もがなり。
云まほりて后の御手を得取奉らざりしは。玉の緒の故に
して。其罪は緒にこそあれ。玉には罪なきに。玉作人を
さる咎免賜ふは。緒をも共に。玉作人の作まして。貫整へ
て貢進ることにぞありけむ。○其地は。彼玉作人等の

領まる地なり。諸國に玉造てふ地名のあるは。上ッ代に。玉作人の地にぞありけむ。○皆奪は。美那登理賜比伎と訓べし。一本には。奪の下に。皆取ノ字あり。其も同じ。皆は。此ノ度の玉作りし人等の地皆なり。世の凡て玉作の地皆を云には非ず。奪は。天武紀に。沒官とある是なり。官に取收めまふを云。書紀ノ此ノ御卷に。奪當麻蹶速之地。悉賜野見宿祢。ともあるに同じ。續紀卅に。賜幣利之姓。波取弖。別部止成給弖。又其我名毛取給弖云々。四十に。解官取冠倍久在云云。官冠乎乃未取給比なども見ゆる。これらも公に取收給ふを取と云も同じことなり。此の奪を師は。バヒタマヒキと訓まれたり。其は令なるがゝに。追とあるに依てなり。追も公に取收給ふことなる なればしも。字のまゝにオヒとは訓べくもあらじ。天武紀にも。官位盡追と訓り。○諺は許登和邪と訓む。此ノ言の意。上卷傳十三の三十九葉に云り。○不得地は。登許呂延奴と訓べし。付て諺は。何まれ物乃譬に云ることにて。記中に見えたるも皆然り。此は賞を得むとて為たる事に因て。返て罰をうくるが如き事乃譬にぞ云ならはしけらむ。此ノ度乃事を乃好云るなるが。地奪ましかばこそ云べきに。不得かしも云ふは。賞にける地を得べきことなるに。得ぬをしも云ふ譬乃意なり。は此ノ玉作が。彼ノ玉ノ緒を腐して作りしは。皇后乃殊なる仰事ありしうへ。其ノ賞乃地を得むとこそ思ひけらむに。返て地を取られければなり。趣は異なれども竹取物語に。くらもちの皇子に誂へられて。玉作の匠らが。蓬萊乃玉の枝を作りて奉りしに。禄いまだ賜はらざりとて。書を捧げて。禄を賁

要し事あり
こゝかいさ
さら似たる
ゆゑくろあり。

マタ スメラミコト ソノキサキニノラシメタマハク スベテ コノナハ カナラズ
亦天皇命詔其后。言凡子名。必
ハヽナモツクルヲ コノミコノミナヲバナニトカツケムトノラシメタマヒキ カレミコタヘテマヲシタマハク
母名。何稱是子之御名。爾答白。
イマ イナキヲヤクトキ ヒモ ホナカニアレ
今當火燒稻城之時。而火中所
マセレバ ソノミコノナハ ホムチワケノミコトヽツケツルベキト マヲサ
生故。其御名。宜稱本牟智和氣

シメタマヒキ マタイカニシテヒタシマツラムトノラシメタマヘルニ ミオモ
御子。又命詔何爲日足奉。答白
ヲトリオホユヱワカユヱヲサダメテ ヒタシマツルベシト
取御母。定大湯坐。若湯坐。宜日
マヲシタマヒキ カレソノキサキノマヲシタマヒノマニ〳〵ヒタシマツリキ
足奉。故隨其后白。以日足奉也。
マタソノキサキニ ミマシノカタメシミヅノ
又問其后曰。汝所堅之美豆能
ヲヒモハタレカモトカムト トハシメタマヘバ タニハ
小佩者誰解。美豆能三字以音也答白且

波比古多多須美智能宇斯王之女。名兄比比賣。弟比賣。茲二女王。淨公民。故宜使也。然遂殺其沙本比古王。其伊呂妹亦從也。

亦字は、真福寺本に依れり、諸本に無し。〇命詔。命字は令の誤なるらむと師の云れたる。然れども上にも令白とある令の如し。此は直に詔ふには非ず、御使して傳へ詔ふなれば、令とある方よきなり。天皇命と書るもあり。上巻にもあれども、此は然には非ず。まゝ詔を命詔とも云るあれども、然にもあらず。下文の命詔も同じ。〇母名は、波々那母都久流袁と訓べし。那母は辭なり。都久流は、名くなり。名は常に那豆久とよみしも、此は上に名とあれば、名と都久とも云ぞ言の定まれる。然るを名字の常の訓にかくはなりて、那豆久とよまむは、漢書訓にていと俗し。凡て子の名をば其母の命しことは、書紀神代巻に、豊玉姫云々。謂天孫曰。妾方産云々。既兒生之後。天孫就而問曰。兒名何稱者當可乎。對曰。宜號彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊とあれば、神代よりの禮なりけり。文徳実録一に、先朝の制、皇子生坐ば、乳母の姓を取て、其御名とせらるよし

見えたるにつきて。此の母名は。オモノナと訓て。乳母
乃姓を云なりとも思へど然らば。乳母の姓を御名とせし
には。やゝ後のことゝぞ見
ゆる。其由傳廿に委く云り。○是子之御名。已命の御子
乃御名を。御名と詔すことゝも後世の心にはいぶかし
思ふべけれども凡て如此樣に詔ふぞ。上代の御言なる。
○何稱は。那尓登加都都牟と訓べし。また稱は。多々閇牟とも訓べし。
○答白 白ノ字。舊印本延佳本などには。曰と作り。今は真福寺本又一本等に依れり。次々なるもみな白ノ字なれば略けり。
は。美許多幣白賜波久と訓べし。○當火燒稻城
之時は。伊那紀袁夜久袁理斯母と訓べし。當ノ字火ノ字は。讀べからず。
○火中は。本那加と訓べし倭建命ノ段。弟橘比賣命の哥
に。毛由流肥能。本那迦迹多知豆。○本牟智和氣御子。上
には品牟都和氣命とありて。都と智と差へるは。書紀
には。誉津別とあり。下に品遲部ともあり。通音にて。智とも
はをも。書紀には。誉津部とあるなり。
都とも傳へたるにやあらむ。御名ノ意。本は火。牟智は。大
穴牟遲なども乃牟遲に同じかるべし。智も都も清音なるに遲は濁音なる
もが。清濁差へるもがも。品遲部のごときは。濁音なれば。是
又清ても濁ても云るにやあらむ。さて師は。本牟智を
火之内なりと云○日足奉。此ノ言ノ意上巻治養とある
もあれば。いかゞ
下傳十七の六十八葉に。委く云り。依て今此ノ事を如此問給ふは。大
御母の坐ざるが故なり。○御母は。美淤毛と訓べし。乳
母を云なり。淤毛と云は。兒を養育る事を主とする婦人を
凡て云称なり。其中に乳母は。殊に主とある者なる故

に。唯に淤毛とのみ云なり。又親母は、主と養育る者なる故に、淤毛とも云り。親母を淤毛と云は、養育方に就て云称なり。たゞ親母の古名と心得るは、精しからず。親母を淤毛と云るは、書紀仁賢巻に、於母亦兄、此云於慕尼慕是、万葉廿に父母を、意毛知々とよめり。同巻に、阿母刀自とよめるも、防人の哥にて、東言に、淤を阿と云るなり。曽祢好忠集に、おもとじの乳ぶさされむくい云々。書紀神武巻に、孔舍衛之戰、有人隠於大樹而得免難、仍指其樹曰、恩如母、時人因号其地曰母木邑、今云飫悶迺奇訛也。新井氏東雅に、百濟の方言に、母をおもと云り。今も朝鮮の俗、母をおもと云は、古への遺言なり。これ吾國の言の、彼國に傳はりしか。又彼國の言の、吾國に傳はりしか。未詳と云り。今思ふに、此称、神武の御世の故事なり。又古く乳母にも云へれば、本より皇國言なるが、韓地にも傳はれるなるべし。かくて親母を淤毛と云て、母字を然訓故に、乳母の淤毛にも、やがて其母字のみを書は、古へ字には拘らざりしことなり。乳母をたゞ淤毛と云る例は、万葉十二（十丁）に、緑児之為社乳母者求云乳飲哉君之於毛求覧、是乳母と書たれども、必たゞおもと訓べきことなり。末句に於毛とあるにて知べし。今本の訓は、いたく誤れり。悔毛老尓来鴨我背子之求流乳母尓行益物乎と見え、孝謙天皇の御乳母、山田宿祢比賣嶋と云人を、續紀廿（二十四丁）万葉廿（十三丁）に、山田御母とあり。和名抄に、乳母、日本紀師説、女乃於止、言妻妹也。事見彼書唐式、云乳母、和名米乃止、辨色立成云、嬭母、今按即乳母也。和名知於毛とあり。古本には、知於毛の知字なし。◯大湯坐若湯坐、湯坐は由恵と訓。ゆゑと訓はひがことなり。書紀雄略巻に、湯人此云臾衞とある。

是なり。神代巻に。亦云彦火々出見尊。取婦人為乳母湯母及飯嚼湯坐。凡諸部備行以奉養焉。于時權用他姫婦以乳養皇子焉。此世取乳母養兒之縁也とも見ゆ。湯坐は。兒に湯を浴せ奉る婦にて聞えたり。右の神代巻に。湯母とも兒に湯を飲しむる婦なるべし。飯嚼は。飯を嚼て。兒に食しむる者なるべければ。湯を飲せむる者もあるべきな。其にもあらで。恵とも云義も。坐字を書る由も。いかならむ。未思得ず。若くは由須恵なるを。由須を切て。由恵と坐は由にて。然云にや。由恵とも云る。若然らば。兒を湯中になすれどうならむ。大若は。大小とも云むが如し。下に云べし。○随其后白以は。其后能麻袁志多麻比能麻尓麻尓とも訓べし。式の祝詞に。大神等能乞賜比能任尓。また皇大御神乃乞志給乃任尓。また皇御神能乞比給万比之任尓。などもある格に依れり。○所堅は。加多米斯とも訓べし。師は。由比多流とも訓れ也。其も宜しけれども。結び堅堅字をしも書るは。なほ加多米なるべし先しなり。万葉廿〔三十一丁〕に。牟浪他麻乃。久留尓久枳作之。加多米等之以母加去々里波。阿用久奈米加母。〔等之はてしなり。去々里は心なり。阿用久奈米は。危く無みなり。〕七〔八丁〕に。吾紐乎。妹手以而結八川。十五〔二十九丁〕に。多婢尓豆毛。母奈久波也許登。和伎毛胡我。牟須比思比毛波。奈礼尓家流香聞。○美豆能は。水穂水垣水枝瑞之御殿などの美豆なり。〔水とも書るは。借字なり。書紀に皆瑞字を書きたるは。けりに當らず。〕○小佩は。師云下紐なり。表比母とも訓

べし。腰にまつはる故に。佩とも書るなり。とも云もある。然
もあるべし。紐ならむには。佩字はいと物遠く。又紐に
は。美豆能と云はも。少しちかけれど
も。必紐なるべきえよして。他に訓べき言なし。故思ふ
に。帯とも佩とは相近くして。通ふべくもあれど。帯字の
心以て。佩とは書るならむ。帯は比母と訓る例もあり。
○誰解とは。先古へは凡て。
夫婦互に。下紐を結び交して。又逢ふまでは。他人には
解せじとぞ。契り堅めて。此を慎み重みせしことなりけり。
されば今此皇后に。永く別れ賜ひて。今より後。此下紐を
解べき人は。誰可あらむぞ。此後に継て后とし賜ふべ
き人を。問賜ふなり。如此問給ふも。ひそかに此后に。
御情の深く厚きが故なるべし。さて夫婦下紐を結交

して。契堅むる事は。万葉九卅丁に。吾妹子が結てし紐を
解めやも。絶ば絶ゆとも。直に逢までに。十一十一丁に。菅
根乃ねもころ君が結びたる。我紐緒を解人はあらじ。
十二九丁に。二人して結びし紐を。一人して吾は解見じ。
直に逢までは。又十二丁海石榴市の八十衢に立平し。結
びし紐を解まく惜も。又十五丁真玉つく遠近かねて結
びつる。吾下紐乃解る日あらめや。紫の帯乃結びも解
も見ずもとなや妹に戀わたりなむ。高麗錦紐の結び
を解放ず。齋て待ど験なきかも。十四十五丁に。筑紫なる
にほふ児ゆゑに。陸奥乃かとりをとめの結し紐とく。

十五〈二十九丁〉に、獨のみきぬる衣の紐なれば、誰かも結む家遠くして、廿〈十九丁〉に、海原を遠く渡りて年経なりも、児等が結べる紐解なゆめとあるが、なほ多し。此らにて心得べし。右の如くなれば、夫婦の間にて、凡て紐の結を重みし慎みたる事、なほ万葉の中に多く見ゆ。◯且波比古多々須美智能宇斯王は、〈智下なる能字、諸本に無し。今は延佳本に補へるに依れり。其由は上に云り。〉伊邪河宮段〈傳廿二の六十一葉〉に出。◯王之の下なる女字、諸本皆脱たり。今は延佳本に依れり。◯兄比賣弟比賣、女兄弟の名を、如此云る例、日代宮段に、神大根王の御女たち、書紀雄畧巻に、呉衣縫兄媛弟媛などあり。其外兄比賣なども、弟比賣なども云名は、なほ多し。皇極紀に、長女少女なども見ゆるは、名ならでも云しなり。◯二女王は、二柱能比賣美古と訓べし。此女王たちは、此皇后の御姪に坐なり。依て此は、伊邪河宮段なる此御段の上にも下にも見えたるが、皆二柱には坐ど、其御名ども、處々ひがしかりしを、此事猶次の巻に論ふべし。〈傳廿五の四十三葉〉此は此皇后の二柱なが白し賜へるは、遠き且波國の事なれば、幾柱ぞと委きことまでは、所聞看けむ、たゞ姉王妹王とのみ傳に聞しめしたりしまゝを奏し賜へるにやあらむ。◯浄公民は、伎余伎意富美多訶羅と訓べし。公民とは、奴婢に對へて、良人を云

称て。古書に常多く見ゆ。孝徳紀には。王民をもよめり。
良〻人良男良女などもみな共に。皆意富美多訶羅と訓り。
續紀四十に。公民之徒。變作奴婢云々。又廿九に。寺神封戸百姓云々。公戸百姓云々。一准公民云々とあるは。神戸寺戸の百姓に對て。公戸の百姓を公民と云り。などゝ見え
なり。但し此は奴婢に對ひ称るなり。されど天下公民な
ど云は。民を云ことなり。なほ水垣宮段。人民を云る下
傳廿三の二十三葉に云る考へ合すべし。浄とは。種族の貴き故云
るべし。此時に當りて。種族の最貴きは。此女王なりし
にぞありけむ。孝徳紀に。以神名王名。為人賂物之故。入
他奴婢。穢汙清名とあるも。清名は。貴名を云なりと聞ゆ。

抑古へより。皇后には。族の殊に貴きを撰て。立賜ふことなる。
中にもけらなり。外國のいやしみぞりにして。貴き賤き
を選ばざる此には非ざりし。令も御
制を考るに。皇后の次なる妃二人は。臣下の女をば
娶給はぬと見えて。四品以上とあり。嬪は。親王の位
なり。臣下には品をは云ず。又身の操行貞しきを云ふなりと聞ゆ
然れど。公民としも殊にけ云るは。なほ然には非じを
ぞ思ふ。續紀十二の表に。葛城王に。卒立清浄民云々とあるも。
此も同意なるべし。ては民を云へば。下ばまれ賤き者に
限るが如くなれども。然に非ず。天皇の御上よりは。貴
人をも。押並て公民と称ふことなり。臣連伴造國造八十部天下公民など並
べ云る此は。公民は。下ばまれ者を云ふなれば。又貴
き賤き天下の人をみて公民と云ふことなり。孝徳

紀に、凡國家所有公民、大小所領人衆云々、などゝあるは、正しく官位を帶て、人衆を領有つる人を指ても、公民と云り。又名々王民ともあるは、朝廷に仕奉る凡ての人どもを王民と云り。○宜使は、都加比賜布倍志と訓べし。此言、上巻大山津見神の詛言に、我之女二並立奉由者、使石長比賣者、云々、亦使木花之佐久夜毘賣者云々とある処傳十六の二十八葉に、例どもを引て考ふべし。なほ記中には、輕嶋宮段に、所聞看日向髪長比賣其顔容麗美、將使而喚上、高津宮段に、聞看吉備黒日賣其容姿端正、喚上而使也、また天皇所使之妾者云々、なども有り。さて都加比賜ふ、都加波須と云は、人を使ふ人の上より云言、都加閉奉ると云は、其使はるゝ

人の上より云言にて、同言の活用なり。仕は、被使乃波礼を切て閉ぞ。云はまて、都加閉、都加布、都加布流と活く。此時は布は波流乃切至なり。使は、都加波牟、都加比、都加布、都加閉と活く。此時は都加閉は仰せは言にて、仕乃閉とは異なり。けそ又遣さは、使ふを延ゆるまて。立を多々須と云ふなるがく同格なり。又物を遣は人を使と云も、都加布を躰言にしあるなり。けれバ使に仕へ遣はる使なるが皆、本は同言なるが、活きるなり。○沙本比古王の比字、前にはいづれも皆毘と作るを、此のみは、諸本皆比とあるは、写誤なるべし。○殺は、登流と訓べきこと、水垣宮段傳廿三の六十葉に云るが如し。○従とは、御兄の殺されしに従ひ賜ひて、共に御亡坐るを云なり。上に焼稲城とあれば、御兄妹共に、其火中にぞ御亡坐けむ。さて此稲城を焼ありし

らやにおきて、いさゝか疑はしき事なり。既に城に火
を著たらむには、内なる人も何も焼亡むを、時を移さ
ずありけるは、其間に、御使の師木ノ京より沙本まで往還て、種々
の事を問答て定め賜ひけむこと、本牟智和氣ノ御子の生坐るは、既に城に
火著たるうへなり。かくて此ノ御子を、御子とおもほさ
ば、治賜へ。后の申し給ひて、天皇の御許より、此ノ御子
を受取は遣しける。是ノ御使の往来一遍なり。又御子の
御名を問賜ひし事、何為日足奉ぬ問賜ひし事、汝所堅
云々と問賜ひし事、此ノ三事の御問は、御子を受取奉て、又問
后をバ取奉得ずして、復命せるうへにて、立返りて又問
に遣せるにて、御使の往来、初メ共に二遍なり。其故は
初メ度御子を受取に遣しゝ時は、后をも共に取得賜はむ
むの御心なりしかバ、右の種々の事などを、先向に遣はし
ずきに非ず。なほ后の共に還参給ふを、待賜ふにぞありけれ
ばこそ、心得がたき事なり。若くは初メに燃上りし火をバ、うち滅
して、一度は静まりて、城もはら

くハ、更て、間もありしにやあら
む。細なることは、知がたくなむ。

書紀ニ云、即發近縣卒
命上毛野君遠祖八綱田、令擊狹穗彥、時狹穗彥興師距
之、忽積稻作城、其堅不可破、此謂稻城也、踰月不降、於是
皇后悲之曰云々、則抱王子譽津別命、而入之於兄王稻
城、天皇更益軍衆、悉圍其城、即勅城中曰、急出皇后與皇
子、然不出矣、則將軍八綱田放火焚其城、於焉皇后令懷
抱皇子、踰城上而出之、因以奉請曰云々、願妾所掌后宮
之事、宜授好仇、丹波國有五婦人、志並貞絜、是丹波道主
王之女也、當納掖庭、以盈后宮之數、天皇聽矣、時火興城
崩、軍衆悉走、狹穗彥與妹共死于城中、天皇於是美將軍

八綱田之功。号其名謂倭日向武日向彦八綱田也。此ノ記
公民むら家を。志並貞絜が書記せるを。例乃漢ぶみに准
へしるを乃文にて。意を取り變らまゝ取しの所也。

日本政府圖書

国立公文書館
National Archives of Japan